

防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策

報 告 書

1 8 . 6 . 1 6

防衛施設庁入札談合等再発防止に
係る抜本的対策に関する検討会

目 次

はじめに	1
(1) 検討の経緯	1
(2) 調達実施本部事案の教訓が生かされなかつたことへの反省	2
(3) 今後の対応	3
 1 建設工事の入札手続等	3
(1) 入札手続の改善	4
(2) 入札・契約過程における監視・チェック機能等の強化	8
(3) 談合に対する予防的措置の強化	10
(4) O B を含む業界関係者との適切な関係の確立	10
(5) 継続的なフォローアップ	12
(6) 17年度建設工事（3月期）の入札実績等	13
 2 再就職	14
(1) 早期退職慣行の見直し	14
(2) 再就職の自粛等	16
 3 懲戒処分等の基準の明確化	19
 4 人事管理	20
(1) I種技官の統一的な人事管理等	20
(2) 積極的な人事交流	21
(3) 事務官と技官の組み合わせ配置	22
(4) 徹底した意識改革	23
 5 組織	24
(1) 防衛施設庁の業務の精査・見直し	25
(2) 地方において部隊等が直接行っている調達業務の見直し	29
(3) 地域と防衛行政との接点を担う地方組織への再編	31
(4) 内部部局の再編	35
(5) 全序的な立場から監査・監察を行う組織・部局の新設	37
(6) 今後の検討	44
 6 公益法人	46
(1) (財) 防衛施設技術協会の解散	46
(2) 防衛庁が所管するその他の公益法人に関する改善事項	47
(3) 労務借上契約	51
 7 今般の事案への対応	54
 おわりに	56

はじめに

(1) 検討の経緯

平成18年1月30日、防衛施設庁の建設工事に関して、防衛施設庁現職幹部2人とOB1人が逮捕されたことを受け、翌1月31日、額賀防衛庁長官の統括の下、木村防衛庁副長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」（以下、「検討会」という。）が設置された。

「検討会」は、今般の事案の背景として、

- ① 防衛施設庁の沿革に由来する独自の人事管理、すなわち、防衛施設庁は、昭和37年11月、駐留軍への施設・労務の提供を主たる任務とする調達庁と、自衛隊の施設の建設を任務とする防衛庁建設本部が統合され発足した組織である。こうした沿革や建設工事という業務の専門性もあり、現在に至るまで、調達庁の流れを汲む施設系の職員と、建設本部の流れを汲む建設系技官との人事管理は、事実上別々に行われ、特に建設系技官からなる建設部の人事管理の独自性が強かったこと
- ② 現職職員と再就職したOBが緊密な関係になりやすい業界との関係、すなわち、防衛施設庁建設部の関係している企業は、土木、建築、設備などの分野に亘っている。一方、建設系技官は業務の専門性から、試験区分に基づき、こうした分野毎に垂直的な人事管理がなされ、建設系技官の再就職先は、このような各業界に偏りがちであり、現職とOBとが緊密な関係になりやすい状況となっていたこと
- ③ 安全保障環境の変化の影響を受けにくい業務の特性、すなわち、防衛施設庁は、自衛隊や米軍の施設について、建設工事や用地取得などの業務自体を円滑に行うことに目が向きがちであり、当該施設のそもそもの必要性やその背景となっている安全保障環境の変化に注意を払うことが十分でなかったこと

等の諸事情があると考えられることを踏まえ、上記の諸事情に起因する問題点を幅広く洗い出し、防衛庁が一日も早く国民の信頼を取り戻し、国の防衛を中心

心とする本来の防衛庁の使命を全うすることができるよう、入札手続等、再就職、人事管理、組織、公益法人等の各分野にわたる抜本的な再発防止策の検討を行うこととした。

「検討会」は、5名の部外の有識者の方々にも、特別委員としてご参加いただき、これまで、14回にわたり、審議を重ねてきた。また、「検討会」とは別に、特別委員のみによる検討や特別委員と委員長及び副委員長による検討も行われ、再発防止策全体の検討を深めてきた。

そして、検討の過程をできる限り早く国民の皆様に示すべきであるとの認識の下、2月24日には、入札手続等及び再就職に係る再発防止策につき、それまでの検討の現状をとりまとめて、公表し、その後、組織、人事管理、公益法人等に関する検討を行い、3月24日には、再発防止策全体の基本的方向についてとりまとめを行い、公表した。

検討会においては、その基本方針に基づいて抜本的な対策の具体化を中心さらに議論を重ね、4月27日には報告書の概案をとりまとめ、公表し、さらに、その後の検討成果をとりまとめ、今回報告書として、国民の皆様に明らかにすることとした。

（2）調達実施本部事案の教訓が生かされなかつたことへの反省

平成10年、通信機関連企業に対する過払いの返還額について調達実施本部の元幹部が自己の裁量により圧縮するとともに、表面化しない形で不正な処理を行っていたことが発覚し、元幹部が逮捕され、防衛庁が強制捜査を受けるという重大事件が生起した。

この事案を受けて、失墜した国民の信頼を回復するため、防衛庁は「防衛調達改革本部」を設置し、精力的な検討作業を行い、再発防止策・調達改革の具体策をとりまとめ、これらを着実に実施してきているところである。

しかしながら、今般、防衛施設庁談合事案が生起したことは、こうした調達実施本部の不祥事案における教訓と反省を他の組織やその職員が自らの問題と

して認識していなかったことを如実に示すものとなった。

このような慚愧に堪えない事態に直面し、防衛庁としては、今般のような不祥事案を二度と起こさないようにするために、「検討会」においてとりまとめた再発防止策を確実に実施していくことは当然のことであるが、前回の事案及び今回の事件が幹部職員あるいは元幹部職員によって行われたことに鑑み、これから再発防止策を実施していく前提として、職員の徹底した意識改革の重要性、特に、予算が国民の血税であることの周知徹底と、法令遵守意識の向上などの取り組みを行うことが必要である。

（3）今後の対応

防衛庁としては、国民の負託を受けて我が国の平和と独立を守るという防衛庁本来の使命・任務を遂行していく上で、今般の事案の再発防止策を速やかにとりまとめ、実現に移していくことにより国民の信頼を回復していくことが何よりも必要である。

こうした基本的考え方の下、各分野における再発防止策については、直ちに実施に向けた取り組みを既に行っており、また、平成19年度概算要求への計上を行うこととなる対策については、必要な検討作業を行い、8月末までに概算要求をとりまとめ、提出することとしている。

また、今回の報告書においてとりまとめ、今後実施していく対策については、その効果を隨時検証し、問題点が認められれば、必要な見直しを行い、より適切な対策を講じていくことは言うまでもなく、その状況については、必要に応じて、国民の皆様に明らかにしてまいりたい。

1 建設工事の入札手続等

防衛施設建設工事は、国民の税金を原資として行われるものであることを改めて念頭におき、入札及び契約の事務に携わる職員が二度と談合に関与することがあってはならないとの決意の下、今般のような談合事案の再発を防止するため、

「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」（平成14年法律第101号）を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むとともに、受注者間の不正行為に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」（平成18年5月23日閣議決定。以下「適正化指針」という。）に基づく適正かつ厳正な措置を講じていくこととし、談合等の不正行為の疑いが認められた場合には、これを見逃すことなく、速やかに公正取引委員会に通知又は捜査機関に告発するなど、不正行為の防止に努めていく。

具体的には、談合等の不正行為の起こりにくい環境をつくるとの観点から、以下に順次述べるような取組により、従来の入札手続きを見直し、調達に係る一連のプロセスの透明性を高める措置を講ずる。

また、今回とりまとめた入札談合等再発防止策については、隨時その効果を評価し、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、防衛装備品等の調達についても、防衛装備品等の調達の特性を考慮しつつ、建設工事における以下の取組に準じた必要な措置を講ずるべく検討を行うこととする。

（1）入札手続の改善

① 原則として一般競争方式へ移行

入札手続きの客觀性、透明性、競争性を高めるため、自衛隊の指揮統制の中枢機能を有する施設に関する建設工事など安全保障に係る調達等を除き、防衛庁の行う建設工事については、原則として一般競争方式（一定の資格を満たせば広く入札の参加を認める方式）による入札を行う。

具体的には、これまで、WTOの基準額（平成17年度7.3億円）以上の工事が対象であった一般競争方式を、平成18年度から2億円以上の工事まで拡大する。これにより、平成16年度実績について試算してみると、安全保障に係る調達等を除いた場合、金額ベースで約60%が、件数ベースで

は約20%が一般競争に付される（全体では、金額ベースで約40%、件数ベースで約10%）ことになる。

平成16年度契約実績

一般競争入札	31件(2.2%)	409億円(20.9%)
安全保障に係る調達を除いた場合	(3.8%)	(35.9%)
指名競争入札	1,258件(90.8%)	1,377億円(70.3%)
随意契約	97件(7.0%)	173億円(8.8%)

また、2億円未満の工事については、工事規模が小さくなると、競争参加資格を有する者の数が極めて多くなるため、不良・不適格業者が参入する可能性が増すことが危惧されないわけではないが、例えば、a 技術的に平易な工事、b 工場製作部分が多く受注者による品質の差が少ないと考えられる工事等を対象とし、平成18年度から、できる限り一般競争方式の導入に努める。

その際、入札参加資格要件の設定にあたっては、特定の企業に有利あるいは不利になるということがないよう充分に配慮しつつ、不良・不適格業者の排除や工事の質の低下を防止するための諸方策を講ずるとともに、工事経歴等の企業情報の適切な活用、監督・検査の適正化、並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減に努め、入札ボンドの活用等の条件整備を図ることにより、原則として一般競争方式に移行する。

なお、安全保障に係る調達の指定にあたっては、工事内容等を十分に精査したうえで必要最小限に限定することとし、また、その入札方式については、できる限り透明性・競争性を確保するため、安全保障に係る調達のうち2億円以上の工事については公募型指名競争入札（入札に参加することができる条件を付して入札参加者を公募し、提出された技術資料を審査の上、入札参加条件を満たす10社程度を指名して競争入札を行う方式）により実施することとした。

② 総合評価方式の導入、段階的拡大

総合評価方式は、価格だけでなく価格以外の要素も併せて総合的に評価し

た上で、落札者を決定する方式であり、工事の品質確保が促進されるばかりでなく、価格のみの競争と比べて、評価すべき項目が複数にわたり、談合が行いにくい入札方式であるとされている。

防衛庁が行う建設工事においては、平成17年度第4四半期から本方式を試行する予定であったが、今般の事案が生起したことにより延期を余儀なくされ、平成18年度から導入する予定である。

総合評価方式による入札については、既に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）及び同法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定）において、公共工事の調達に係る原則として明確に位置づけられている一方、発注者の恣意性を排除し中立性・公正性を確保するため、学識経験者の意見を聴取した上で評価方法を定めることとされている。

また、「適正化指針」においては、総合評価方式の実施に当たって、a 過去の同種・類似工事の実績及び成績、b 配置予定技術者の資格及び経験等、当該工事の施工に關係する事項であって評価項目として採用することが合理的なもの、客観的に数値化する方式等について必要に応じて活用する、とされている。

防衛庁においては、これらの趣旨を踏まえ、平成18年度の建設工事の入札が本格化し始める時期を考慮して、6月中にも、学識経験者の意見を聴取した上で、a 適正な競争参加者を選定するための技術審査の項目、b 企業が持つ技術力を有効に活用し、工事の適正な品質確保のために求める技術提案の項目、及び、c 評価結果を客観的に数値化する評価基準等を定めた実施要領を制定する。

防衛庁としては、以上のような取組を行い、総合評価方式による入札を導入し、平成18年度は当該方式を適用する工事を3割超（金額ベース）とする。

また、平成19年度以降については、今年度の総合評価方式の実施結果、事務量の増加状況等を踏まえ、小規模な建物改修工事など工事の内容に照らして必要がないと認められる場合を除き、段階的に総合評価方式による入札の対象を拡大していくこととし、総合評価方式の実績を積み重ね、それらの結果を分析していくことにより、加算点の配点割合等に留意しつつ、必要に応じて実施要領の改善を図るなどし、総合評価方式の適切な実施に努める。

なお、「適正化指針」においては、発注者による技術提案の審査及び評価の透明性及び公正性の確保の観点から総合評価の結果の公表を徹底することとされていることから、総合評価方式により行われた入札についての評価内容等をホームページにおいて公表を行う。

③ 設計施工一括発注方式の積極的採用

建設工事においては、設計と施工を分離しないで一括発注すること（以下「設計施工一括発注方式」という。）により施工者（メーカー等）が持つ独自のノウハウ等を設計に反映させることができると考えられるものがあり、これらの工事については、工事規模が小さく入札参加者にとって技術提案に要する費用が過度な負担となる場合などを除き、今後、こうした方式を積極的に採用する。

これまで、航空機エンジン用消音装置（サイレンサー）、港湾用荷役クレーン、汚水処理施設等の建設工事など、年間数件の工事について、当該方式により実施してきた。

今後は、さらに施工者（メーカー等）が設計と製造の総合的なノウハウを蓄積している分野、技術的に極めて高度なもので技術開発の進展が著しい分野、民間企業が知的所有権を有する工事などを中心として同方式の採用範囲を拡大することとし、特別高圧受変電設備等の機器類、浄水施設、浮桟橋及び廃棄物処理施設等の建設工事についても導入を図る。

なお、設計施工一括発注方式は、広く民間企業の技術等を活用するとの観点から、発注者が性能や仕様に関する概念を明確に設定し、一般競争方式及び公募型指名競争方式によることを原則とする。

（2）入札・契約過程における監視・チェック機能等の強化

① 入札監視委員会の機能強化等

平成7年度に設置された入札監視委員会（平成13年8月、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）を踏まえ改組）は、同委員会の運営規則によると、契約済みの建設工事等の入札及び契約の運用状況について報告を受け、その中から委員会が抽出・指定したものに関し、一般競争入札に係る競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認められるときは、意見の具申又は勧告を行うこととされている。

しかしながら、これまでの同委員会の活動状況（平成16年度においては、2,976件中37件、抽出率1.2%と審議事案の割合は極めて低く、また、これまでの審議において、不適切な点又は改善すべき点について、意見具申又は勧告が行われたことはなかった）等を見てみると、必ずしも設置の趣旨を満たしたものとは認めがたく、また、今般のような事案の発生防止に機能していなかつたといわざるを得ない。

このため、第3者からなる入札監視委員会については、中央のみではなく、早ければ6月中にも地方（防衛施設局）においても設置し、審議対象事案数を増加させることとする。

また、同時に、入札監視委員会の機能強化を行う。具体的には、競争参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯に関する事後的な審議に加え、a 入札執行時においては、入札参加者が提出する工事費内訳書の詳細な点検、再度入札における入札金額の順位変動の状況等の監視を行う、b 落札率及び個々の入札における全入札参加者の入札金額の状況などを含めて、入札結果の事後的・統計的分析を多面的に行う、c 再度入札における入札金額の工種毎の一位不動・順位不動等の状況、及び、低入札の状況について地方毎にとりまとめ、

中央の委員会において、それらを総括した統計分析結果に関する専門的・客観的な審議を行う、こととする。

防衛庁としては、このような入札監視委員会の監視等において、談合等の不正行為の疑いが認められる場合には、これを見逃すことなく、すみやかに公正取引委員会に通知又は捜査機関に告発するなど毅然とした対応を行い、処分の実施を促すことによって再発の防止を図ることとする。

また、このような充実・強化された機能を有する入札監視委員会については、これを補佐して、諸作業を行う常設の事務局の存在が必要不可欠であると考えられる。

② 電子目安箱等の設置

入札談合等の情報を幅広くかつ積極的に収集するため、防衛施設庁のホームページ上に談合情報コーナーを設け、情報提供者からの談合情報が特定の担当職員にのみ自動的に転送され、さらに、情報提供者が特定され不利益を被ることのないよう情報を適切に保全するためのセキュリティー対策を施した電子目安箱を設置することとし、そのシステムを構築するための準備を進める。

このシステムの構築には、時間を要することから、当面の措置として、4月26日、談合情報コーナーに、メール・電話・FAX等の情報提供の宛先を告知した。メールについては、電子目安箱のようなセキュリティー対策は有しないものの、情報提供者の利便性に配慮し、談合情報コーナー画面上で、対象となる工事を管轄する地方局（防衛施設局・支局）のメールアドレスを選択することによりメールソフトが宛先入りで自動起動し、メールソフトの送信画面上に定型の記入書式が表示され、情報提供者は、宛先や記入方法に迷うことなく情報を送信することが可能となっている。

③ 電子入札の実施

入札参加者がお互いに接触することのないよう、これまで段階的に実施してきた電子入札の一層の活用を図り、平成19年度からは、全面的に実施する。

なお、平成18年度においては、3,000万円以上の土木・建築一式工事、2,000万円以上の土木・建築一式以外の工事、300万円以上の設計業務などの技術業務委託について、電子入札を実施することとしており、これにより入札の約8割（件数ベース）をカバーすることとなる。

（3）談合に対する予防的措置の強化

談合等の不正行為に対しては、発注者として毅然とした姿勢を明確にし、再発防止を図る観点から、談合が行われた場合における賠償金の支払い義務に関する特約（違約金特約条項）や指名停止措置要領を厳正に適用する。

特に、大規模・組織的な談合であって悪質性が際だつ場合においては、その態様に応じた厳格な指名停止措置を講ずることとする。

一方、独占禁止法違反行為に対する指名停止にあたっては、談合を行った企業者が公正取引委員会の調査開始前に自ら情報提供をしたことにより同委員会から課徴金減免制度の適用を受けた場合には、指名停止期間を減ずる措置を講ずることができることとする。

さらに、総合評価方式の評価点や企業の競争参加資格を定める際の総合審査数値の総合点数の算定にあたり、指名停止措置状況等について適切なマイナス評価を行い、逆に、施工成績等が優秀な企業には適切なプラス評価を行う。

このような総合評価方式の評価点については、前述したとおり、6月中にも制定することとしている評価項目、評価基準等において具体的に反映させることとしており、また、総合審査数値を作成する際の要領については、速やかに作成の上、本年10月から開始する平成19年度及び20年度の競争参加資格登録手続きへの反映に努める。

（4）OBを含む業界関係者との適切な関係の確立

職員と業界関係者（特にOB）との適切な関係を確立するため、職員と業界関係者とは、真に業務上必要な場合を除き接触を禁ずることなどを内容とする

「建設工事等に係る事務を執行する職員と防衛庁等の退職者を含む業界関係者との対応要領」を定め、本年6月14日、各防衛施設局長等に通知した。この対応要領については、ホームページに掲載するとともに、業界にも配布し、周知徹底する。

対応要領の概要は、以下のとおりである。

① 職員（防衛施設庁、各防衛施設局及び各防衛施設支局に勤務する職員のうち、建設工事等に係る実施の計画、契約、設計、積算、監督及び検査等の事務を行う職員）は、次に掲げる職務上必要な場合を除き、業界関係者（建設工事等の競争参加有資格者名簿に記載されている事業者等の役員又はその他の使用人のほか、有資格者名簿に記載されていない事業者等であって、現に契約している建設工事等の下請負者等の役員又はその他の使用人）と接触してはならないものとする。

- ア　調査・設計等の技術業務において契約書等で定められた受託者との調整等
- イ　積算事務において依頼により見積りを行った者との内容確認等
- ウ　入札・契約事務において入札参加業者等との入札参加心得等に基づく手続き等
- エ　監督・検査業務において契約書等に基づく必要な請負者等との協議等
- オ　その他、契約書等の規定に基づく業務上必要と認められる場合

② 職員と業界関係者との接触に当たっては、入札前の積算価格、予定価格及び未公表の発注計画等の情報の漏えい防止等を図るために次に掲げる措置を行う。

- ア　接触場所について、庁舎内にあっては、執務室以外の会議室等で行い、庁舎外にあっては、建設工事等の現場、工事監督官事務所等で行う。
- イ　接触に当たっては、複数の職員で対応する。
- ウ　接触記録票（情報公開の対象）を作成し、上司まで報告する。

③ 接触（電話、メール及びFAX等を含む）の際に、業界関係者から職員に対して不当な働きかけ（法令等に反する行為の要求、未公開情報の開示要求、

特定者への有利・不利な取扱要求などの不適切な行為)と認められる行為が行われた場合は、次に掲げる措置を行うものとする。

- ア 接触を中止し、接触記録票にて防衛施設庁長官まで報告を行う。
 - イ 当該働きかけを行った業界関係者が属する事業者等に対しては、その内容に応じて、指名停止等の厳正な措置を講じ、その場合は当該働きかけの内容についてホームページ等で公表する。
- ④ 退職者との接触に当たっては、他の業界関係者との公平性に留意するとともに、通常の措置に加えて次の措置を講ずることとする。
- ア 接触する業界関係者が退職者である場合には、接触記録票にその旨を明記する。
 - イ 接触に当たっては、対応する複数の職員のうち、少なくとも1名は課長補佐職以上の者とする。
- なお、本要領により業界関係者との接触について限定する一方、入札手続き等に関する情報については、ホームページ等を活用し、さらに積極的な公表に努める。特に「適正化指針」において公表することとされている発注見通しに関する事項については、これまでの工事の概要に関する情報を見直し、公表時点で出来る限り詳細な情報の記述に努め、積極的な情報発信を行う。

(5) 継続的なフォローアップ

今般のような事案を二度と繰り返さないよう、以上のような建設工事の入札手続き等に関する再発防止策を確実に実施することとするが、特に入札手続きについては、このような変更を行うことに伴い、入札の実施或いは入札・契約過程の監視・チェックを行う上で、技術上の問題点も含めて種々の問題点があらためて浮かび上がる可能性もあり、また、一層適切な措置を講ずる必要性が認められる場合も考えられる。

したがって、今後、談合防止に止まらず、質の高い防衛施設の建設を行うため、調達に係る一連のプロセスについて、体制面、制度面及び運用面を含め、

実際の業務を行いながら、その効果の継続的なフォローアップを行い、必要に応じ改善を図っていくこととする。

(6) 17年度建設工事（3月期）の入札実績等

防衛庁としては、今般の事案を受けて建設工事の入札を一時停止し、今般の事案で起訴された社員が所属する企業に対しては指名停止措置を講ずるとともに、建設工事の入札を再開するにあたり、国民からいささかの疑念も持たれることのないよう、公正かつ透明な方法で行うとの方針の下、a 防衛施設庁発注建設工事に関し談合の疑いのある企業及び b 防衛施設庁建設部の関与により就職した防衛施設庁・防衛庁本庁退職者が平成14年度以降に在籍した企業約180社を入札契約手続きから排除（指名停止）した。

建設工事の入札は、3月3日以降、このように約180社を入札契約手続きから排除した上で再開したが、その結果、入札件数606件のうち、落札484件の平均落札率は86.5%と16年度（第4四半期）の94.5%と比べて低下するとともに、予定価格の合計額と落札額の合計額の比率は81.4%と16年度の95.2%と比べて著しく低下した。

このような落札率が低下した状況については、3月期の入札がこれまで受注実績のある多数の企業に対して入札参加を制限する一方、入札参加条件を大幅に緩和し、入札参加者を募集するなどして行ったという特異な事由もあるため、今後、さらに、落札率と工事の品質との関係や入札参加者すべてが予定価格を上回る金額で入札し不調となった入札が増加したことについても着目し、入札結果について施工内容・積算・予定価格の妥当性等を含めて継続的に調査・分析する。

積算・予定価格の妥当性の検討にあたっては、これまでの積算手法である、各工事の工種毎に、必要な材料費、労務費などを一つずつ積み上げて工事価格を算出するという積み上げ方式ではなく、新たな積算手法として、工事総額の内訳としての発注者と受注者が合意した単価の実績を発注者がデータベース化して予定価格の積算に反映させる手法等についても検討する。

また、17年度3月期の入札においては、16年度第4四半期との比較で、低入札価格調査対象案件が増加し、件数比で2%（19件）が11%（55件）と5倍に増加した。

今後、これらの低入札価格事案等については、工事品質の確保に支障を及ぼすことも懸念されることから、契約内容に適合した履行がなされるか、工事の十分な品質が確保できるか、安全対策が徹底されているか等、監督・検査等の強化を図り施工管理を重点的に行うとともに、工事成果（工事成績）との関係について調査・分析することとしている。

2 再就職

（1）早期退職慣行の見直し

早期退職慣行の見直しについては、これまでも「早期退職慣行のは正について」（平成14年12月17日閣僚懇談会申合せ）を踏まえ、平均勧奨退職年齢を引き上げるべく努めてきたところであるが、今般の事案については再就職との関係が指摘されていることから、その背景となっている早期退職慣行のは正に向けて一層強力な取組を進めていくこととする。

かかる方針の下、防衛施設庁の建設部内で独自に実施されてきた人事管理などを要因として、建設部に配属された技官、いわゆる建設系技官については、平均勧奨退職年齢が56.5歳（平成13年度から17年度までの5年間の平均）となっているが、本年度より、これを防衛庁本庁の事務官等の平均勧奨退職年齢58.5歳（同）まで引き上げることに努める。

また、防衛施設庁の事務官等の年間退職者数（平成15年度から17年度までの3年間の平均）は88名であり、そのうち勧奨退職者数（同）は45名（全体の約50%）となっている。このような状況を踏まえ、前述の建設系技官の平均勧奨退職年齢を段階的に引き上げていく努力と同時に、防衛庁本庁を含む事務官等全体についても、可能な限り、定年まで勤務させるよう、適切な措置を講ずることとし、実施可能なものから順次実施していくこととする。このた

めまず、防衛施設庁において、本庁室長相当職以下（行政職俸給表（一）8級以下）の事務官等の勧奨退職を本年4月以降取り止めることとした（防衛庁本庁については、平成16年11月以降行われていない。）。

[事務官等の年間退職者数（平成15～17年度3年間平均）]

区分	全 体	内 訳		
		勧 奨	定 年	その他
防衛庁本庁	683	6	388	289
	(100%)	(1%)	(57%)	(42%)
防衛施設庁	88	※45	17	26
	(100%)	(51%)	(19%)	(30%)
計	771	51	405	315
	(100%)	(7%)	(52%)	(41%)

注：防衛施設庁の勧奨退職45人のうち行政職俸給表（一）8級以下は35人

さらに、事務官等全体を対象とした勧奨退職に係る人事管理基準を作成し、その中で、昇任・補職管理の見直しなどにより組織の活性化への影響を解消するなどして定年まで勤務させる環境が整えば勧奨退職は原則行わないこととすることや、それまでの間の当面の措置などを定めることとする。当該基準については早期に成案を得て、防衛庁本庁及び防衛施設庁における本年夏の人事異動より適用する。

このほか、早期退職慣行の是正のための対策の一つとして、行政の多様化、複雑・高度化への対応及び在職期間の長期化への対応の観点から、政府全体としての導入が検討されている専門スタッフ職（ライン職とは別にスタッフとして、高度の専門知識に基づき各行政分野における政策の企画立案及び実施に有用な知見を提供するポスト）について、導入されることとなった場合には積極的に当該制度を活用する方向で取り組むこととする。

なお、早期退職慣行の是正に向けた取組を促進するため、今年度より、勧奨退職の平均年齢の状況を長官官房及び人事教育局で取りまとめ、毎年度、防衛庁長官に報告する。

（2）再就職の自粛等

① 職員の再就職規制については、営利企業等への再就職を有利にするため、在職中の地位や職権を利用して特定の営利企業に便宜を与えるといった弊害を防止し、公務の公正性を確保する観点から、自衛隊法第62条等において、当該職員が、離職後2年以内に、その離職前5年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と契約関係にある営利企業に再就職するに当たっては、基本的には一般職国家公務員と同様の考え方に基づく内閣府令（自衛隊法施行規則）で定める基準を満たし、防衛庁長官又はその委任を受けた者の承認を受けることが必要とされている。

また、このような再就職の承認状況については、自衛隊法第62条第5項の規定に基づき、毎年、国会へ報告されているほか、本庁課長・企画官相当職以上（行政職俸給表（一）7級（管理職手当II種適用）及び行政職俸給表（一）8級相当以上）で退職した者の再就職状況については、公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）等に基づき、再就職の公正性・透明性を確保するとの観点から、毎年12月に公表されているところである。

しかしながら、今般の事案について、離職後2年間を経過した後に防衛施設庁と契約関係にある企業に再就職した者がいるなど、いわゆる「天下り」との関連が指摘され、国民からの厳しい批判にさらされていることを真摯に受け止め、職員の再就職の在り方について、国民から疑惑の目で見られるこのないよう、次に掲げる防衛庁離職者の再就職の自粛に関し、6月15日、関係企業及び（財）防衛施設技術協会に対して要請をし、防衛庁各機関等の長等に対し、職員に対する周知徹底を図るため文書を発出するなど、所要の措置を講じた。

ア 建設工事の入札・契約業務と職員の再就職との関連性について、國民から疑惑の目で見られることがないようにするために、離職前5年間に建設工事の発注業務に関与していた本庁課長相当職以上（行政職俸給表（一）8級相当以上）の幹部職員について、離職後5年間、建設工事の受注実績を有する企業へ再就職しないよう、職員及び関係企業に対し、自粛を要請する。

イ 今般の事案に関連した企業については、コンプライアンス（法令遵守体制）に問題が認められたことから、当該企業において改善措置が講じられ、コンプライアンスが確立され、今般の事案のような談合等に関与するおそれがないと認められるまでの間、当該企業へ職員が再就職しないよう、職員及び関係企業に対し、全面的な自粛を要請する。

また、今後の防衛施設庁による調査などで、同庁発注の建設工事に関連して入札談合等を行っていたことが新たに明らかになった企業についても、同様に自粛を要請する。

ウ （財）防衛施設技術協会については、防衛庁離職者を多数受け入れてきたところであるが、一部には再就職規制を回避するための一時的な「待機場所」となっていたとの指摘を受けるなど、防衛庁離職者の再々就職、随意契約、再委託の実施において問題が認められたことから、同協会へ職員が再就職しないよう、職員及び同協会に対し、全面的な自粛を要請する。

具体的には、関係企業に対しては、防衛庁本庁及び防衛施設庁の掲示板等及びホームページにおいて、上記ア及びイに掲げる防衛庁本庁及び防衛施設庁離職者の採用自粛について理解と協力を求める旨の文書を防衛庁からのお知らせとして目立つ形で掲示するとともに、当該掲示以外にも、できる限り広報媒体を通じて周知を図っているところである。また、建設工事を契約した場合においては、受注した企業に対して、当該文書を配付することとし、複数の工事を受注した企業に対しては、その都度当該文書を配付する。

また、（財）防衛施設技術協会に対しては、防衛庁長官より、上記ウに掲げ

る防衛庁離職者の採用の全面的な自粛を要請する旨の公文書を同協会代表者（理事長職務代行者）に対して発出した。

さらに、上記に掲げる防衛庁離職者の再就職の自粛措置について、今後離職する職員に対して周知徹底を図るため、その趣旨を十分に説明する等所要の措置を講ずる旨、事務次官から各機関等の長等に通達を発出した。

加えて、「6 公益法人」（2）③に掲げる役員退職の自粛措置についても同時に実施した。

② 職員の再就職については、職員が再就職することが相応しく、かつ国民から疑惑の目で見られることのない再就職先及びこれらへの再就職の仕組みについて、例えば、人材ニーズと再就職ニーズのマッチングを透明性を確保しつつしていくことなどを検討する。

なお、地方公共団体防災関係部局などの公的部門への再就職は、当該地方公共団体の防災などの業務に対し、職員としての経験、知識などを活用した人的協力をを行うものであり、また、地方公共団体との連携を強化する上で重要なことから、防衛庁としても当該再就職の拡大を図ってきたところであります（注）、今後も事務官等も含めその拡大に努める。

（注）平成18年5月末現在、地方公共団体防災関係部局に在職している防衛庁離職者（全員が退職自衛官）は、41都道府県で計50名、43市区町村で計46名。

③ 幹部職員に対する再就職に関する情報提供などの業務については、現在、防衛庁本庁内部部局、防衛施設庁等の複数の組織で行われているが、再就職に関する規制を徹底するには情報を集約することが必要との観点から、まず、最高幹部として退職する者に対する再就職に関する情報提供などの業務について、今後、長官官房を中心として行っていくこととし、さらに、その対象の拡大について検討する。

④ 上記①の自粛の要請にもかかわらず、対象となる営利企業に防衛庁離職者が再就職した場合には、当該再就職先企業に対し、総合評価方式の評価点や企業の競争参加資格を定める際の総合審査数値の総合点数の算定にあたり、マイナス評価を行うなどの措置を講ずることとして、具体的な適用方法を検討する。

3 懲戒処分等の基準の明確化

入札業務に係る違反行為に対する処分による抑止効果を強化するため、現行の処分基準である「調達経理取扱違反」を見直し、どのような行為がどのような処分対象となるかについて、具体例を示しつつわかりやすいかたちで通達するとともに、教育研修の場においても周知徹底する。これにより、調達経理の取扱について、関係職員が緊張感と厳正な規律心をもって職務を遂行するようとする。

① 現行の「調達経理取扱違反」は、「重大な場合」、「軽微な場合」、「極めて軽微な場合」の3類型で包括的な規定となっており、入札談合等への関与行為について明確に示していない。また、現行の基準では、調達経理業務に係る詐欺又は背任は免職を基準とする旨示しているものの具体的な例示等はされていないなど、関係職員にとって何が違反行為になるか、それに対する処分がどうなるかがわかりやすく示されていないため、処分による抑止効果が必ずしも十分發揮されないとの問題があった。このため、以下のとおり違反態様と処分基準を明確化する。

ア 入札談合等関与行為については、契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することなど談合の指示、特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示することなど受注者に対する意向の表明、入札談合等を行うことが容易となる秘密の情報（例えば予定価格）の教示といった行為類型について具体例も示しつつ明確化し、処分基準は免職を含むものとする。

イ さらに、入札業務のほかにも、調達に係る一連のプロセスにおける主な業務における違反行為について、具体例も示しつつ処分基準を明確化する。具

体的には、予定価格算定業務における工数水増し等、契約業務における架空契約、過払い事案処理業務における損害額の過少な算定などは、詐欺や背任の手段として行われた場合には免職を含む重処分とする旨の処分基準を明らかにする。

- ② また、現行の基準は、予算執行職員等の責任に関する法律第2条に規定されている予算執行職員による違反行為のみを対象としているが、今般の事案においては、予算執行職員以外の者が入札談合等に関与していたことが明らかになった。このことを踏まえ、予算執行職員以外の者が上記違反行為を実行・帮助した場合も、予算執行職員と同様に処分の対象となることを明らかにする。
- ③ さらに、調達経理業務における自己や部下の違反行為や事業者の入札談合行為について虚偽の申述や隠蔽を行うといった違反行為はもちろんのこと、部下や事業者の入札談合行為を黙認したり、職務怠慢等により違反行為を認識せず防止する努力を行わないなどの不作為についても免職を含む重処分の対象となる旨、具体例を示しつつ処分基準を明確化する。
- ④ 上記処分基準を規定した後に、どのような行為がどのような処分基準となるかについて、職員にわかりやすい教育資料を作成し、教育研修の場等において周知徹底することにより、職員による入札談合等の関与に対する抑止力を強化する。

4 人事管理

(1) I種技官の統一的な人事管理等

これまで、防衛施設庁のI種技官のうち、採用時に建設部に配属された職員（いわゆる建設系技官）は、実質的には建設部内で独自に人事管理が行われ、発注する工事の種類毎に必要とする専門的素養が異なるため、建築、土木、設備及び通信の各職種に分類され、職域毎に採用時からほぼ一貫して、担当課長職に至るまで垂直管理が行われており（注）、建設部の閉鎖的な構造や特殊な体质の一因になっていたとの指摘もある。

(注) 垂直管理の一例（建築職）

本庁建築課係長 → 局建設企画課補佐 → 本庁建築課専門官 →
局建築課長 → 本庁建築課（又は建設企画課）補佐 → 局建設企画課長

今後、防衛施設に係る業務を行う I 種技官については、これまでの採用試験区分等による人事管理を改め、統一的な人事管理を行うほか、その他の防衛庁各機関の I 種技官についても、可能な限り統一的な人事管理を行う。

この施策の一環として、本年 4 月 1 日の防衛施設庁採用の I 種技官 5 名については、施設部・建設部という従来の枠を無くした人事管理を実施するため、すべて総務部（総務、人事、会計の各課）へ配置し、防衛施設行政を担当する職員としての幅広い視野をまず身につけさせることとした。

I 種技官の人事管理については、能力本位で適材適所の人事配置をさらに推進するのは勿論のこと、勤務実績に応じた昇任管理の徹底や海外留学の機会付与といった、I 種技官の業務に対するインセンティブを高める為の人事管理を行うことを検討する。

なお、防衛施設に係る業務を行う I 種技官については、現在、防衛庁職員採用 I 種試験合格者から採用しているところ、より多様な人材を確保するとの観点から、今後はさらに、人事院が実施している国家公務員採用 I 種試験合格者からも採用することを検討する。

（2）積極的な人事交流

防衛庁では、従来から防衛庁各機関間での人事交流の他、他省庁との人事交流を併せて実施しているところ、防衛施設庁から他省庁への人事交流については、必ずしも活発には行われておらず、内閣府、外務省、国土交通省等への数名程度にとどまっている。

[防衛施設庁から他省庁への事務官等の出向人数（平成18年5月31日現在）]

全 体		主 な 出 向 先			
11人		内閣府 (内閣官房含む)	外 務 省	国土交通省	その他
		5人	2人	2人	2人

[防衛庁本庁から他省庁への事務官等の出向人数（平成18年5月31日現在）]

全 体		主 な 出 向 先			
113人		内閣府 (内閣官房含む)	外 務 省	経済産業省	その他
		59人	18人	10人	26人

技官、特に防衛施設に係る業務を行うI種技官については、防衛施設行政以外の各種経験付与等の観点から、本年4月以降、防衛庁各機関との人事交流はもとより、他省庁との人事交流についても拡大に努めているところである。その一つとして、本年夏の人事異動より、初めて幹部クラスの技官を対象とした人事交流について複数の省庁との間で実施する方向で取り組んでいる。

（3）事務官と技官の組み合わせ配置

今般の事案の背景として、防衛施設庁においては、技術審議官、建設部長、建設企画課長といったラインすべてを、歴代にわたりいわゆる建設系の技官が占めていたことが指摘されている。

今後は、防衛施設に係る業務を行う部署の幹部ポストについて、少なくともそのライン（例えば部長、課長、企画官）については、人事ローテーションの中において事務官と技官を組み合わせ、双方が混在した人事配置とする。

（4）徹底した意識改革

今般の事案にもかんがみ、初心を忘るべからずとの考えの下、法令遵守意識の向上、高い倫理観の育成、特に予算の執行等に関する改革意識の涵養などを目的として、全職員、特に幹部職員に対しては、繰り返し教育研修等を行うことなどにより、継続的に徹底した意識改革のための努力を行う。特に防衛施設に係る業務を行う職員については、国の防衛政策を推進するという視点の養成、及び各自衛隊や米軍などのユーザーサイドのニーズの的確な反映のための一層の教育研修を実施する。

① 防衛庁では、事務官等を含むすべての自衛隊員を対象に、採用時に、

『私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託にこたえることを誓います。』

を宣誓させて宣誓書に署名を求めているところであるが、このような宣誓内容を忘れることのないよう、本年4月以降の補職等に際しての辞令交付時に服務の宣誓文の再確認を行わせている。

自衛隊員が、昇任、補職等の発令を受ける際には服務の宣誓文の確認を実施するためにあらかじめ必要な措置を講ずるよう、本年5月23日、人事教育局長より各機関等の長等に対し通知し、服務の宣誓文の確認を繰り返し実施することにより、法令遵守意識、高い倫理観等を忘れずに職務に遂行することができるよう措置を講じた。

② 防衛施設庁においては、防衛施設行政に求められている任務の重要性や、職員に課せられている服務規律、職業（公務員）倫理、監督者の責務等について再認識させ、高い倫理観を育成するため、「防衛施設庁職員の心構え」を

新たに作成し、本年6月中に、防衛施設庁全職員約3,100名に配付を行うこととしている。この心構えは、職員が常に携行できるよう小型のものにし、初心を忘るべからずとの考えの下、服務の宣誓文の全文を掲載するとともに、入札及び契約に携わる職員は勿論、全職員が知っておかなければならぬ「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」（いわゆる官製談合防止法）や公益通報者保護法の概要も記載することとしている。

なお、当該心構えの配付に先立ち、服務の宣誓文については、本年5月下旬、身分証明書大のものを防衛施設庁全職員に配付し、常に携行するよう措置したところである（防衛庁本庁においても内部部局全職員に対し同様に措置）。

また、防衛施設庁における本年度の研修計画では、法令遵守意識の向上、高い倫理観の育成、特に予算の執行等に関する改革意識の涵養などを目的として、幹部職員を含む全職員に対する講習の実施をはじめ、本庁課長相当職以上（行政職俸給表（一）8級以上）の幹部職員に対する研修や新たに管理職に登用された幹部職員に対する研修を新設することとし、さらに、既存の研修（初任、中級、上級等）についても、カリキュラムの充実を図ることとした。具体的には、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」、「公益通報者保護法」、「国家公務員倫理法・自衛隊員倫理法」等の部外有識者による講義、防衛政策を推進する視点を養成する講義、各幕僚監部等のユーザーサイドによる講義等をカリキュラムに追加したり、他省庁、マスコミ、企業等から講師を招聘し、徹底的な意識改革や自己啓発の資となる講演会等を開催することとしている。

5 組織

先に述べたとおり、今般の事案はその背景に防衛施設庁の独自性・特殊性などがあったことに加え、過去の調達実施本部事案の教訓を防衛庁全体のものとして活かしていなかったことを如実に示すものである。

防衛庁としては、こうした事案が二度と起こることのないよう、庁を挙げ

て再発防止策に真摯に取り組むことが必要と考えており、かかる観点から、組織については、防衛施設庁を解体するとともに、全庁的な観点から見直しを行い、新たな防衛組織を構築することとしている。

具体的には、以下の（1）～（5）に示すとおり、施設庁業務、地方調達、地方組織、内局、監査・監察の5つの観点から骨格と論点を整理し、防衛庁が新しい出発をするに相応しい組織を創っていくこととする。

また、新たな防衛組織の構築に当たっては、次の視点に常に留意しつつ検討を進める。

- ① 職員一人一人が、国民の目線に立ち、かつ、国の防衛を担っていることを常に意識するとともに、これまで地方公共団体等との間で果たしてきた役割や培ってきた知見を活用し、誇りをもって業務に従事できること。
- ② 防衛施設庁の独自性・特殊性が今回の事案の背景にあったという反省に立ち、「背広」と「制服」、「事務系」と「技術系」、「陸」「海」「空」といった既成概念の間にある垣根をできるだけ低くすること。

（1）防衛施設庁の業務の精査・見直し

1) 骨格

- ① 防衛施設庁を単純に「施設本部」などの新たな組織には移行しない。
- ② 防衛施設庁の業務について精査・見直した上で、その性質に応じて分類すると、大きくは以下のように整理される。

i) 組織管理業務

（例）総務、人事、会計

ii) 地方自治体や国民との関係に焦点を当てた業務

（例）基地周辺対策、防音対策、駐留軍による事件・事故の補償、自衛隊及び駐留軍の行為に起因する損失の補償、自衛隊及び駐留軍施設の返還

iii) 施設の取得を中心とする調達に係る業務

（例）建設工事、土地の購入・借上、駐留軍のための物品・役務の提供

- ③ 上述の分類 i の組織管理業務については、内部部局に移管する。
- ④ 上述の分類 ii の地方自治体や国民との関係に焦点を当てた業務のうち、企画立案に係る部分については内部部局に移管する。
- ⑤ 上述の分類 iii の調達に係る業務のうち、企画立案に係る部分以外の部分については内部部局ではなく、透明性の高い実施部門で処理する。
- ⑥ 現在、各自衛隊の現場からのニーズは、まず各幕僚監部が取りまとめ、その上で防衛庁長官の承認を得て、防衛施設庁において建設工事、用地の取得などを実施しているが、こうした業務の流れは基本的に維持する。

2) 論点整理

- ① 防衛政策と施設行政が密接に連携し、かつ、ユーザーサイドのニーズを的確に反映できる体制の在り方
 - ア) 防衛政策と施設行政が密接に連携した体制の確保

政策決定者等のニーズに合致した施設を地元の理解を得つつ迅速・適切に整備するため、政策の企画立案段階から実施段階に至るまで政策部門と施設行政部門がより密接に連携し得るよう、

 - ・ 「地方自治体や国民との関係に焦点を当てた部門」において、施設行政に係る調整業務に加え、防衛政策等を地方自治体に周知する業務を一元的に実施する。
 - ・ 総合的・系統的な地元調整の企画立案をなし得るデータベース機能、施設の工期・経費等の基礎的見積に係る技術支援機能を強化する。
 - イ) 在日米軍に係る諸施策

在日米軍に係る諸施策の企画立案機能は内部部局で処理する。また、在日米軍などとの具体的調整を行う組織については、さらに検討を深める。

ウ) 長期的・総合的視点にたった基地周辺対策の企画立案

基地周辺環境の変化を踏まえ、周辺対策の充実・多様化を図るため、「地方自治体や国民との関係に焦点を当てた部門」において、長期的・総合的視点にたち、関連技術の動向・関係省庁の取組も視野に入れた基地周辺対策の企画立案機能を強化する。

エ) 各機関等との業務処理体制の見直し

各自衛隊などのニーズと施設の取得等の実施、さらには地方自治体の意向との間を調整する部門を内部部局に置く。

② 用地の取得・建設工事について、現行の基本的な流れを維持した上でより効果的・効率的に行う体制の在り方

ア) 用地取得・建設工事の実施体制

a 各幕僚長が各部隊等のニーズをとりまとめ、実施部門が関与した上で、防衛庁長官の承認を求める現行の計画体系の基本的枠組を維持する。

b 用地取得・建設工事に係る業務は、いずれも必要な防衛施設の取得を図るという観点からは同種のものであり、また現行の計画体系もほぼ同一であることを踏まえ、その業務をより効果的・効率的に実施する観点から、双方の実施機能を同一の部門に設置するとともに、基本計画等の作成・承認に係る制度を一本化する。

c また、用地取得・建設工事については、これまで防衛施設本庁が防衛庁長官の承認を得た上で、地方の防衛施設局に行わせていたが、今後は透明性の高い実施部門において、防衛庁長官の承認を得て、「地方防衛局（仮称）」（後述）に実施させる体制とする。

イ) 実施計画の長官承認基準の緩和

業務の簡素化を図る観点から、基本計画の長官承認を得た後、改めて実施計画の承認を求める範囲を緩和する。

③ 独立行政法人への移行の適否

ア) 業務内容面の検討

建設工事に係る事務を業務内容に照らして検討したところ、

- i) 国として行わざるを得ないと考えられる業務
 - 国としての意思決定に係る基本計画、工事計画の作成・協議
 - 会計法令上、国の職員が実施することを前提とした入札・契約
- ii) 国として必ずしも行う必要がないと考えられる業務
 - 現在既に民間委託を推進している設計、監督・検査補助業務
 - 積算業務

と整理し得る。

イ) 制度面の検討

今後、以下の点を踏まえて国の機関、公務員型・非公務員型独立行政法人のメリット・デメリットをさらに精査し、19年度概算要求までに結論を得ることとする。

- 防衛秘密に係る建設工事について、秘密保全を独立行政法人において担保する仕組みについて検討する必要があること
- 独立行政法人化した場合、建設工事に携わる職員に対して、公務員型であれば団結権・団体交渉権を、非公務員型であればさらに争議権が付与されることとなるが、安全保障に関わる防衛施設の建設工事について、円滑な業務遂行に支障が生じるおそれがあること
- 独立行政法人化した場合、業務の繁忙等を考慮した機動的な人事管理、高齢職員の活用などが行えること
- 非公務員型として独立行政法人化した場合、公務員数の純減につながり、行政改革に資すること

(2) 地方において部隊等が直接行っている調達業務の見直し

1) 骨格

装備品等の調達業務は、現在、地方の部隊等においても直接行っているが、こうした業務についても、今回の事案を契機として精査を行い、部隊運用上の要求への即応性及び柔軟性の確保、透明性の一層の向上、調達業務の効率化、統合運用を踏まえた調達体制の整備等の観点に留意しつつ、必要な範囲内において新たな業務実施体制を構築して処理する。

その際、査察業務を行う新組織（後述）などを通じて、適切に業務をチェックできる体制を構築する。

2) 論点整理

① 中央調達と地方調達の実施区分の新たな基準の在り方

ア) 実施区分の基準変更

実施区分を調達業務の実情により一層即したものとするため、調達品目等を基準とする方法から、原則として調達の性格を基準に実施区分を決定する方法に変更する。

[実施区分の基準となる調達の性格例]

○ 装備本部が実施するのが適当な調達の性格例

- ・ ライフサイクル管理等の観点から、装備本部が行うべき調達
- ・ 計画性が高い調達
- ・ 一括調達を行うことが効率的な調達 など

○ 地方の部隊等が実施するのが適当な調達の性格例

- ・ 部隊運用と密接な関係を有する調達
- ・ 駐屯地等における隊務運営に直接関連する調達 など

イ) 新たな実施区分の新設の検討

装備本部による地域レベルの一括調達が効果的な場合について、当該調達の実施区分を新設し、装備本部の地方支部等を「地方防衛

局」に統合した上で実施させることを、組織の効率性等にも配意しつつ、検討する。

ウ) 具体的な区分けの実施方法

a 各実施区分に属する典型的な品目等をガイドラインとして通達などで規定する。

b それ以外の品目等については、より一層柔軟かつ適切な区分を行う観点から、各幕僚長が毎年度策定する調達基本計画において区分し、これを装備本部長と協議の上、防衛庁長官の承認（現在は報告）を得る等の方法により決定する（なお、当該スキームは、調達の一層の透明性の向上を図る点においても効果的である。）。

② 調達業務の新たな体制の在り方

ア) 装備本部の業務実施体制見直しの検討

各自衛隊が求める迅速・確実な調達の実施を、装備本部においてより一層確保する観点から、

- ・ 日常の業務運営において弾力的対応に努める
- ・ 装備本部要員と地方の部隊等の調達関係職員の人事交流をより一層計画的に推進し、双方の業務に対する理解を一層進める
- ・ 迅速性を要する契約等について、厳格な事後チェックを付した上で契約締結までの手続については従来の手續・要件を緩和するといった契約スキームの導入など、装備本部の契約スキームの多様化・弾力化を図る

などの、装備本部の業務実施体制の見直しを検討する。

イ) 調達全体を包括的に把握・チェックする体制の検討

透明性の一層の向上を図る観点から、地域内の契約（地方の部隊等が行うもの及び地域レベルの一括調達として「地方防衛局」が行うもの）について、把握・チェックする体制を、部隊運用への影響に留意しつつ、検討する。

(3) 地域と防衛行政との接点を担う地方組織への再編

1) 骨格

- ① 防衛施設局を、施設行政を含めた防衛行政と地域との接点を担う新たな地方支分部局に再編する。
- ② 新設する地方支分部局では、現在の防衛施設局が行っている業務に加え、広報・渉外、防衛政策に係る地方との調整といった業務を行うこととし、そのために必要な体制を構築する。
- ③ 自衛隊地方協力本部の事務のうち、広報・渉外に係る事務については、新設する地方支分部局が当該事務に対して関与することができる枠組を構築する。
- ④ これまで防衛施設局の建設部が行ってきた建設工事の発注業務について、相互牽制機能を強化するため、「積算」部門と「契約」部門を分離する。

2) 論点整理

- ① 新設する地方支分部局と装備本部地方支部との関係の在り方
 - ア) 「地方防衛局（仮称）」への改編・装備本部地方支部等の統合
 - a 現在の防衛施設局を、施設行政を含めた防衛行政と地域との接点を担う新たな地方支分部局として、「地方防衛局」に改編する。
 - b その上で、組織の合理化という政府全体の方向性を踏まえて、「地方防衛局」に装備本部地方支部等の機能を統合する。
 - イ) 「地方防衛局」の編成
 - a 内部部局への「地方企画局（仮称）」（後述）の新設や装備本部地方支部等の統合に対応した編成とする。
 - b 具体的には、以下のような組織とすることを基本として、今後、
19年度概算要求に向けて細部検討を進める。
 - i) 「総務部」
(例) 現在の総務部の業務、連絡調整、建設工事に係る契約

ii) 「政策調整部（仮称）」

（例）広報・渉外、防衛政策に係る地方との調整

iii) 「管理部（仮称）」

（例）国有・民公有財産管理、漁業等補償、基地周辺対策

iv) 「取得部（仮称）」

（例）用地取得、装備本部地方支部等の業務

ウ) 自衛隊地方協力本部との関係

「地方防衛局」は防衛行政の拠点として、自衛隊地方協力本部の事務のうち、「地方における広報・渉外に係る事務」について、「地方防衛局」が必要な統制を行うことができるものとする。（図1参考照）

② 新設する地方支分部局の配置の在り方

ア) 防衛施設局の配置

現在の防衛施設局は、札幌、仙台、東京、横浜、大阪、広島、福岡、那覇の8局が設置されており、関東地方及び九州地方に二つの局がある一方、中部地方及び四国地方には局が所在していない。（図2参考照）

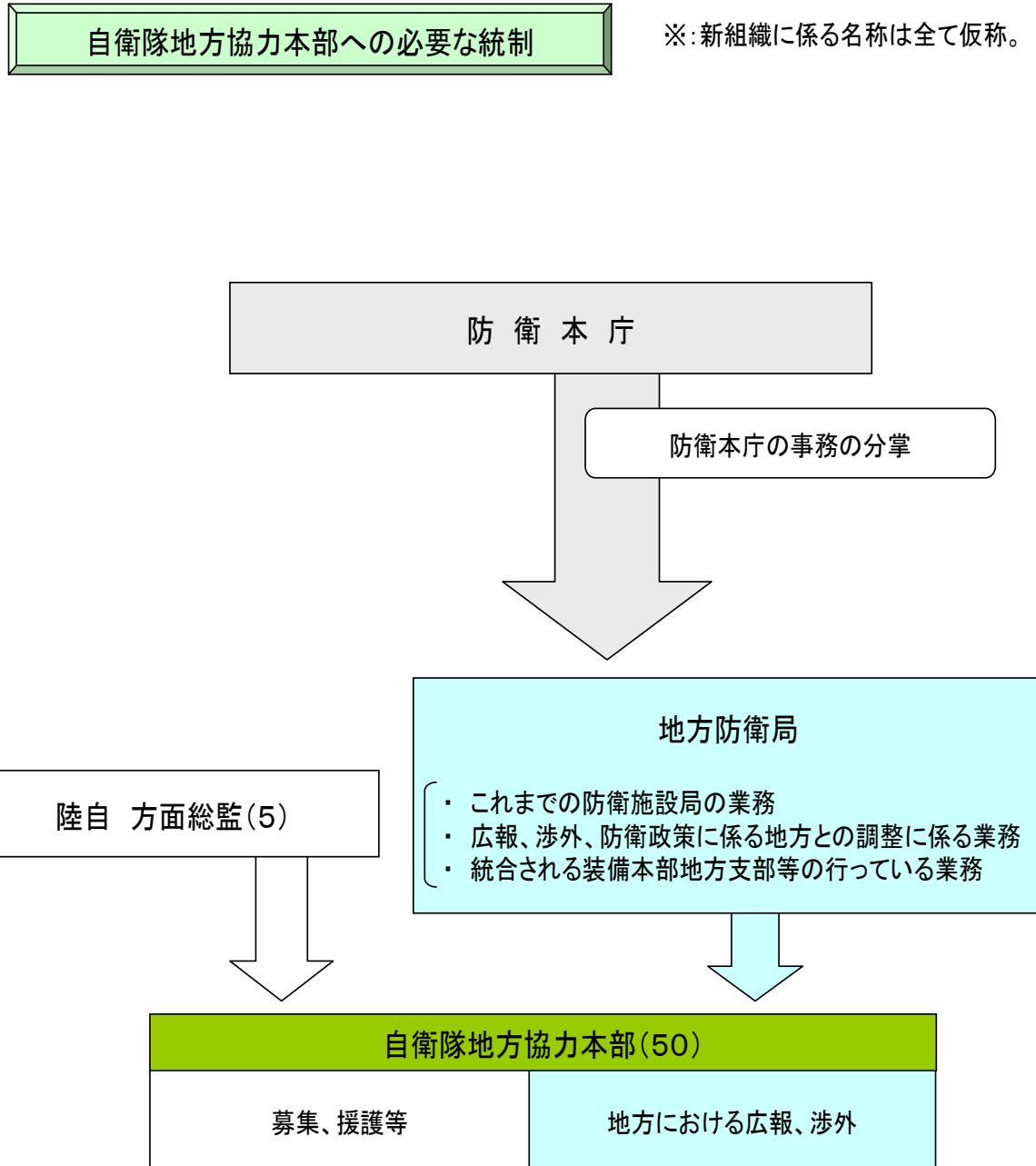
イ) 「地方防衛局」の配置に当たっての考え方

a 新設する「地方防衛局」の配置については、以下のような点を勘案する必要がある。

- ・これまでの防衛施設局の業務
- ・広報・渉外、防衛政策に係る地方との調整に係る業務
- ・統合される装備本部地方支部等の行っている業務
- ・各自衛隊の部隊等との関係

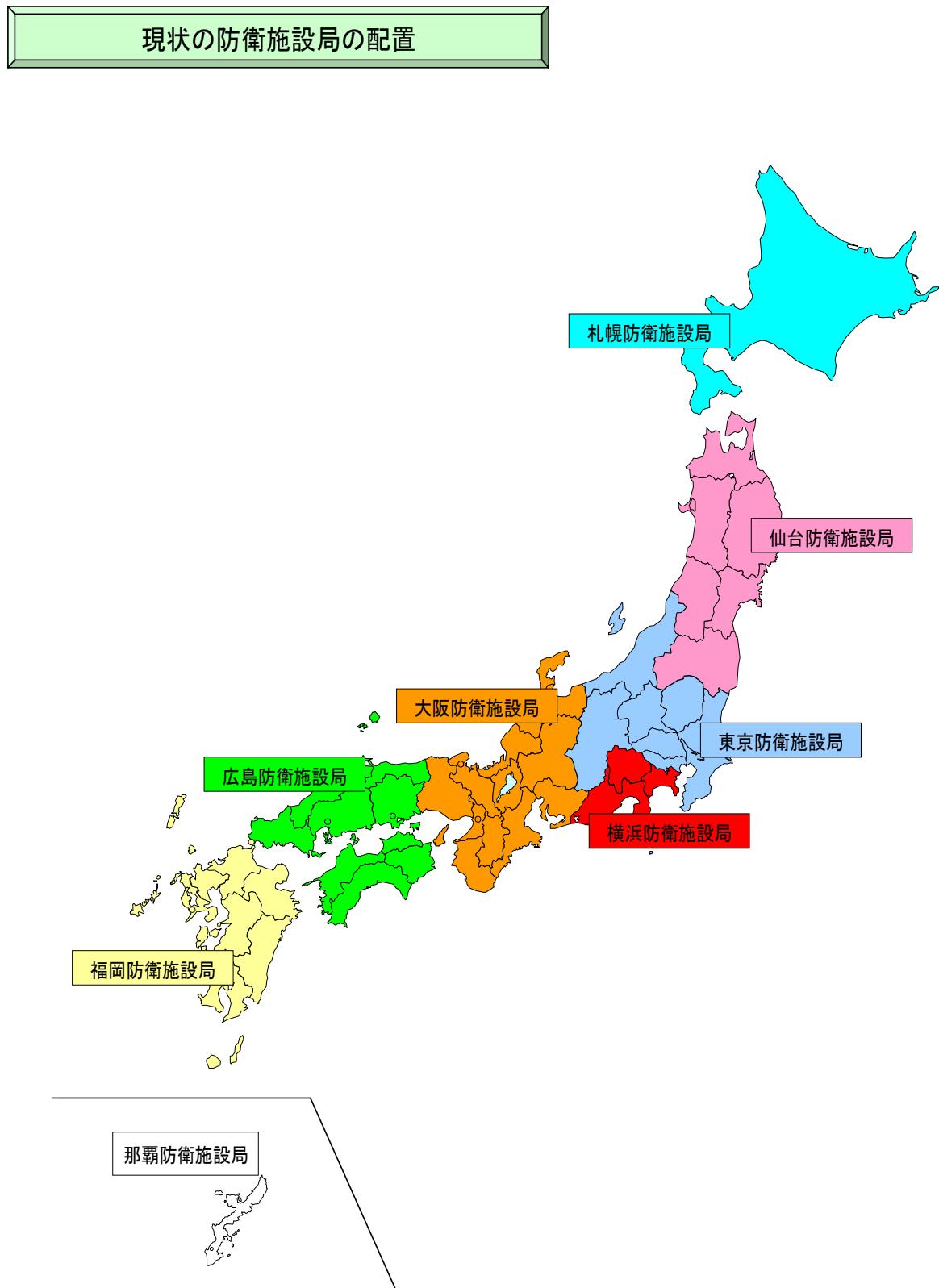
b その上で、地域における拠点としての役割を担うに相応しい配置及び政府全体としての地方支分部局の見直しの流れを踏まえ、今後、業務量等を精査の上、現在の8局体制のままで良いのかさらに検討し、19年度概算要求までに結論を得ることとする。

(図 1)



※:自衛隊地方協力本部は、現在と同様、陸自方面総監部の指揮監督を受けるが、その事務のうち、「地方における広報・渉外」に係る事務については、各地方防衛局長が当該事務に対して必要な統制。

(図 2)



③ ユーザー サイドのニーズを的確に反映する仕組みの在り方

ア) 各自衛隊との連携強化

各自衛隊と各防衛施設局との連携が十分でなく、各自衛隊のニーズが防衛施設局の業務に十分反映できなかつたという反省に立ち、「地方防衛局」において各自衛隊との連絡調整などに係る体制を強化する。

イ) 「地方防衛局」の体制

a 各自衛隊と「地方防衛局」との連携体制を一層強化するため、「地方防衛局」に自衛隊の部隊などとの連絡調整を行う窓口となる部門を設ける。

具体的には、総務部に連絡調整部門を設け、当該部門に陸海空の自衛官も配置する。

b また、自衛官の経験や知見が幅広く「地方防衛局」の業務に反映できるよう、連絡調整部門以外の部門にも自衛官を配置することで、より円滑に自衛隊側のニーズを「地方防衛局」の業務に反映できる体制を構築する。

(4) 内部部局の再編

1) 骨格

① 地方自治体や国民との関係に焦点を当てた新たな部門を内部部局に設ける。

この部門では、防衛政策と施設行政が密接に連携した体制を確保するため、防衛施設庁がこれまで行ってきた地方自治体や国民との関係に焦点を当てた業務に加え、現在内部部局が所掌している、防衛庁の政策や施策を地方自治体などに周知するといったような業務を一元的に取り扱う。

② 真に防衛を担う組織として、国民の負託に応えるべく、日米関係、国際関係、長期戦略などといった分野で、政策立案機能を強化する。

2) 論点整理

① 地方自治体や国民との関係に焦点を当てた部門の在り方

ア) 「地方企画局（仮称）」の設置

a 各種の事態に国として統合的に対応していくためには、国と地方公共団体が、相互に緊密に連携して万全の態勢を整えることが必要不可欠である。内部部局においても、地方公共団体と連携して防衛行政を推進するという観点から、防衛庁の中で地方との関係が最も深い施設行政を中心として、組織を再構築する必要がある。

b このため、内部部局に、地方との密接な協力関係を構築するための業務を行う新たな局である「地方企画局」を設置する。

イ) 業務の内容

a 「地方企画局」の具体的な業務は、平成18年度に新設する「地方調整官」の業務や、現在防衛施設庁が行っている地方自治体や国民との関係に焦点を当てた業務のうち企画立案に係る部分に加え、新設する「地方防衛局」の運営に関する総合的監督に関するを中心とする。

b また、関係部局が災害派遣や国民保護等派遣などといった地方自治体との関係がある業務を行う際に、「地方企画局」は「地方防衛局」が行う地方との調整に係る業務を総合的に監督することなどにより、他局の業務遂行を支援し、その円滑化を図るものとする。

② 効率的な業務遂行体制の在り方

ア) 内部管理事務に係る体制

a 防衛庁は、人事、組織・定員、予算といった内部管理事務を、長官官房、人事教育局、経理装備局などにわたって分掌している

という特徴があるところ、長官官房の役割を整理しつつ、このような事務を効果的・効率的に遂行できる体制を構築する。

b 例えは組織・定員業務に関し次のような案が考えられるところ、今後、他の業務も含めて現状をさらに分析した上で、内部管理事務に係る新たな体制について、19年度概算要求までに結論を得る。

【案1】

組織・定員業務に関し、防衛政策局が一元的に所掌し、長官官房はニーズ元として内部部局の組織・定員を取りまとめる。

【案2】

組織・定員業務に関し、内部部局や各幕僚監部など、主として行政的な業務を行う中央部門については長官官房が、それ以外の各自衛隊の部隊及び機関については防衛政策局が所掌する。

イ) 「背広」と「制服」の人事面での連携の強化

現行制度上、内部部局における自衛官の配置や、幕僚監部における事務官等の配置には制限がある（注）が、今後、こうした制度の趣旨をあらためて分析しつつ、「背広」と「制服」双方の特性、知見や経験などを防衛庁全体として有効に活用し、効果的・効率的に業務を遂行できるよう、内部部局における自衛官の、また、幕僚監部における事務官等の柔軟な配置について検討を進める。

（注）現在の防衛庁設置法の規定では、内部部局において、必要に応じて自衛官を勤務させることができるが、所属は各幕僚監部や部隊等のまとまりでいる。また、各幕僚監部において事務官等が勤務しているが、防衛庁組織令上、その部長、課長等に充てられる者は自衛官に限定されている。

（5）全序的な立場から監査・監察を行う組織・部局の新設

防衛庁・自衛隊の職員が、我が国の平和と安全を確保するという崇高な

任務を果たしていくためには、職員一人一人が、自分の仕事に対するやりがい、防衛庁・自衛隊の職員として崇高な任務に携わっているとの誇り、自分が我が国の平和と安全の確保のための仕事をしているとの強い責任感、そして高い遵法意識を持つことが最も大事なことである。

しかしながら、今般のような深刻な事案が起きたことから、防衛庁・自衛隊が、引き続き国民の理解と協力を得て、我が国の平和と安全を確保していくため、以下に述べるような新たな組織を新設し、会計業務や職員の法令遵守に関して、全序的なチェックを行うとの対策を講ずることとする。

こうした対策については、職員一人一人の仕事に対するやりがい、責任感、誇りとあいまって、防衛庁・自衛隊に対する失われた国民の信頼を回復させるとともに、国際的な評価をより高めることになるものと考える。

1) 骨格

① 新設する監査・監察（以下「査察（仮称）」業務と総称する。）を行う組織・部局は、防衛庁長官に直属し、内部部局や各幕僚監部などの既存の各組織から切り離された、独立した位置付けとする。

また、当該組織・部局が独立した立場から厳格にチェックを行っていくため、その長は事務次官に準じた高位の職とする。さらに、当該組織・部局には、陸海空の自衛官も配置するとともに、部外の人材も登用する。

② 具体的な業務は、予算の適正かつ効率的な執行を確保するための会計査察業務や、法令遵守に関する査察業務を全序的な視点から行うことを軸とする。

③ 新設する査察業務を行う組織・部局が機動的かつ実効的に業務を行えるよう、必要なスタッフ体制を構築する。また、当該組織・部局が業務を行うに際し、必要に応じて自衛隊の部隊などを活用できるような仕組みを構築する。

- ④ 「意見提案窓口」を設置するなど、予算執行上の問題点や職員の非違行為などの査察対象に係る意見を広く職員から受け付け、また、公益通報者保護制度にも対応する体制を構築する。

2) 論点整理

① 組織形態の在り方

ア) 査察業務を行う新組織が全庁的に厳格な査察を行っていくため、その組織形態については、特に以下の点が満たされている必要がある。

- ・ 既存の各組織からの独立性の確保
- ・ 組織の長は、事務次官に準じた高位の職（部外の人材の起用についても検討。）
- ・ 機動的かつ実効的に業務が行えるスタッフ体制の確保

イ) 上述の点を踏まえると、次の三つの組織形態が考えられるところ、今後、それぞれのメリット・デメリットをさらに精査し、19年度概算要求までに結論を得ることとする。（図3参照）

【案1】

査察業務を行う新組織のトップは、防衛庁長官直轄の「準次官級総括整理職」たる「査察監（仮称）」とし、そのスタッフは内部部局（？）に置く。

【案2】

査察業務を行う新組織は、防衛庁長官直轄の「特別の機関」たる「査察本部（仮称）」とする。

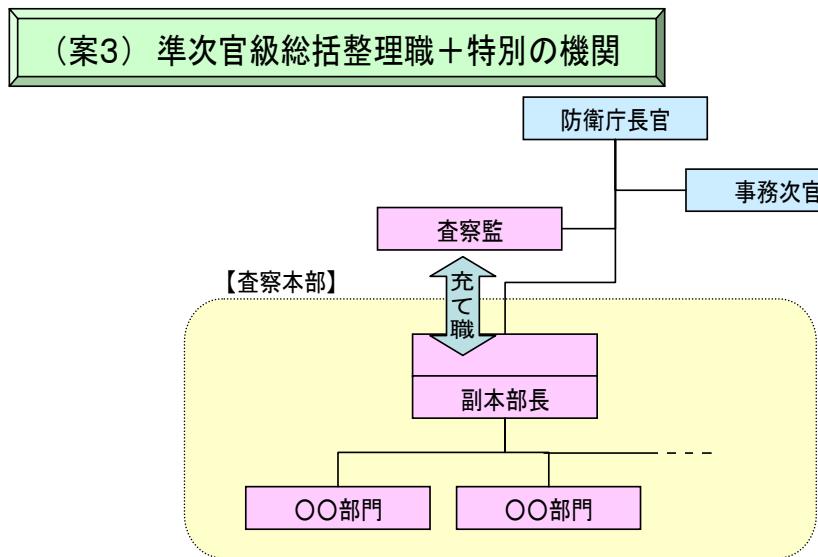
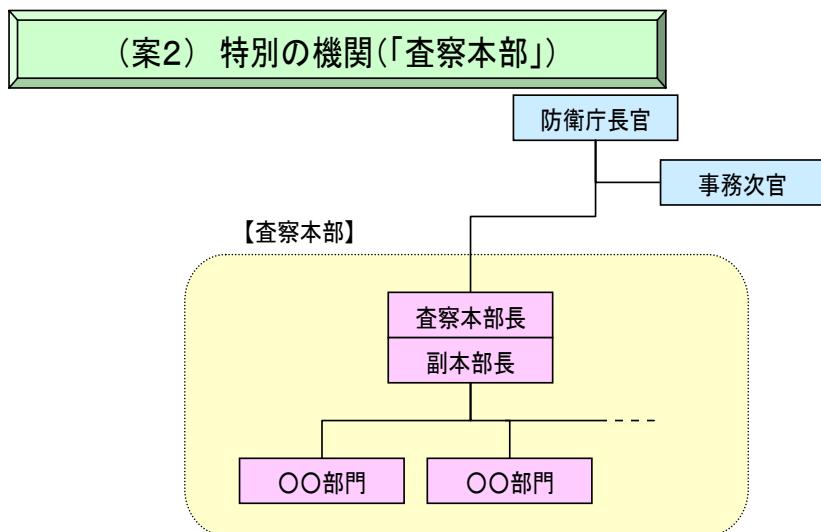
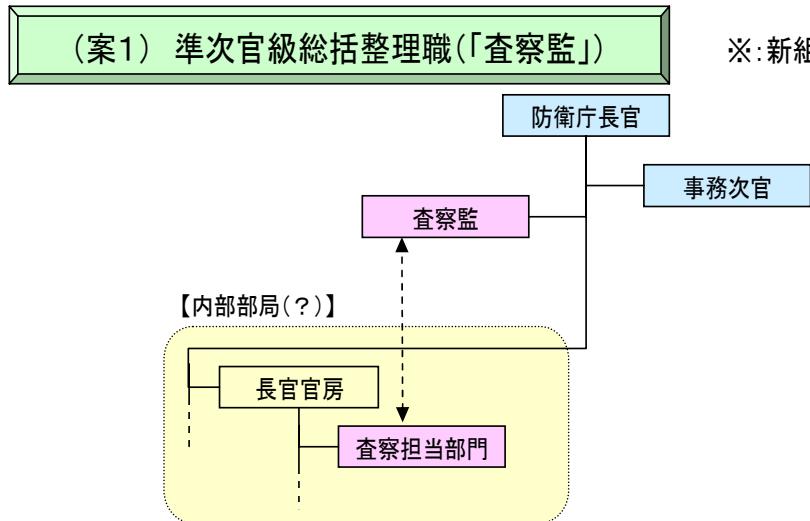
【案3】

- ・ 防衛庁長官直轄の「準次官級総括整理職」たる「査察監」及び防衛庁長官直轄の「特別の機関」たる「査察本部」を新設する。
- ・ 「査察本部」の長に「査察監」を充てる。

② 具体的な所掌事務、既存組織との関係・事務分担の在り方

ア) 全般

(図 3)



- a チェック機能を強化するため、重層的な体制を構築することとし、各組織における既存の監査・監察体制に加えて、査察業務を行う新組織が、全庁的観点からの査察を実施する。
- b 新組織は、これまで定期的な監察が行われていなかった機関にも査察を実施する。
- c 新組織が行う査察業務の適正性を確保するため、第三者委員会などによるチェックの仕組みについて、さらに検討する。

イ) 会計査察

- a 組織による会計査察は、不祥事の早期発見及び抑止を主な目的とする。
- b 他方、対象となる約 500 カ所全てを新組織が査察するのは困難であることもあり、各組織内部における既存の会計監査組織が引き続き、適正性や効率性の観点から、業務運営の改善を目的として、会計監査を実施する。

ウ) 法令遵守に関する査察

- a 法令遵守に関する査察は、法令違反の早期発見及び抑止を主な目的とする。社会的影響が大きく防衛庁・自衛隊全体の信頼を失墜させる恐れのある事案や、全庁的視点に立って行う必要のあるものを中心として、査察を実施する。
- b なお、部隊統率等にかかわる監察は、各幕僚監部及び各部隊等の監察組織による実施を尊重し、原則として新組織では実施しない。

③ 会計査察・法令遵守に関する査察の具体的形態と体制の在り方

ア) 全般

査察業務を行う新組織に、会計査察を担当する部門、法令遵守に関する査察を担当する部門及び内部通報等業務を担当する部門を設置するとともに、新組織の長に部外の人材を起用することについて検討する。

- イ) 会計査察部門及び法令遵守に関する査察部門
 - a 計画上の査察（定期的査察及び抜き打ち的査察）と計画外の査察を組み合わせ、機動的かつ柔軟な査察を実施する。
 - b 会計査察部門の長に会計監査に係る専門家を起用することについて検討する。また、法令遵守に関する査察部門の長への事務官や自衛官の起用、当該部門への法曹関係者の関与についても検討する。
 - c また、専従職員として、警務隊や情報保全隊の経験者を含め、必要な人員を配置する。
- ウ) 内部通報等部門
 - a 内部通報、投書、インターネット掲示板、報道等により、前広な情報収集を行い、査察の資とする。このため、新組織は、「意見提案窓口」の設置といった情報収集に係る取組を進める。
 - b 新組織は、内部通報等を分析・峻別し、自ら査察を実施するほか、長官への報告、担当組織への情報提供、警務隊等への通報・告発など、適切な処理を行う。
 - c 部門の長に法曹関係者を起用することについて検討する。
 - d また、専従職員として、警務隊や情報保全隊の経験者を含め、必要な人員を配置する。

④ 部隊の活用についての在り方

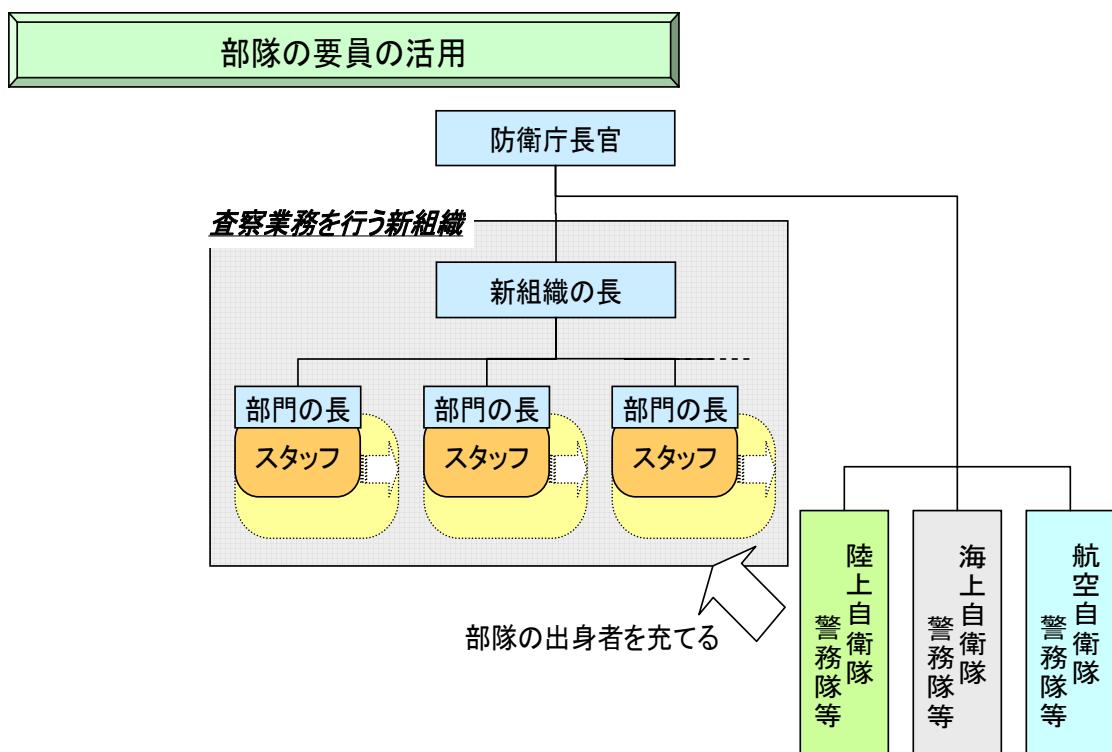
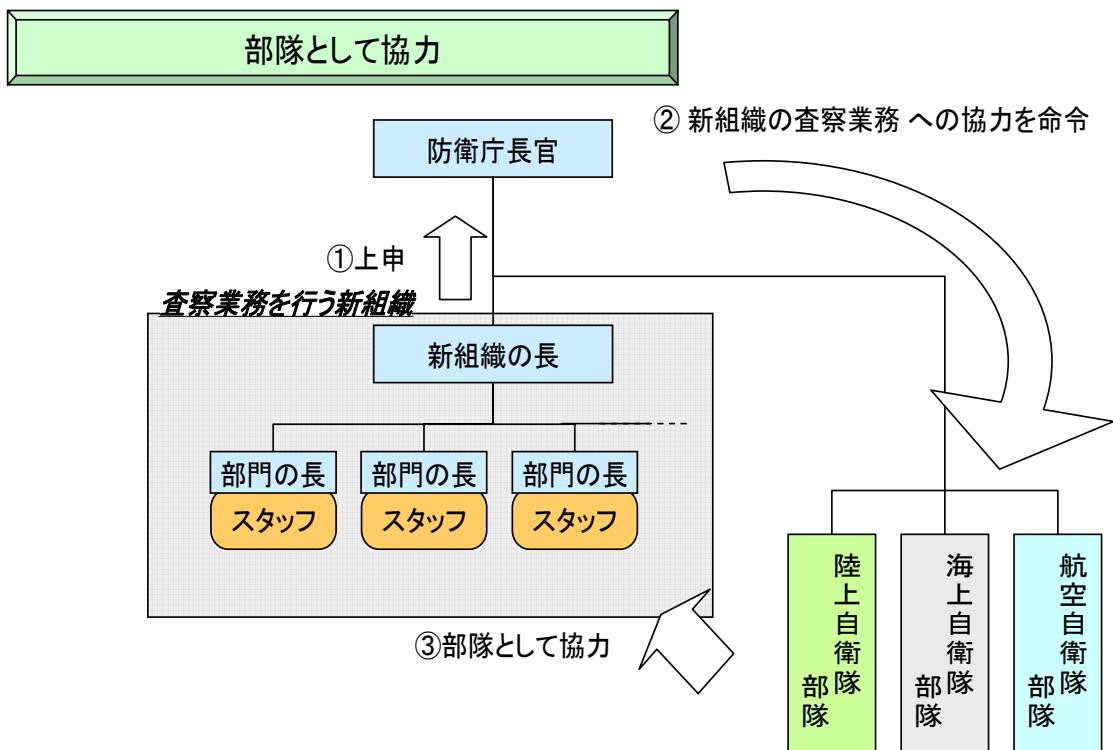
- ア) 活用の仕組み（図4参照）
 - a 部隊としての査察への協力

査察業務を行う新組織の長は、職務の遂行に当たり、しかるべき部隊の協力が必要と認める場合には長官に上申し、長官は当該部隊に対し、新組織への協力を命ずる。
 - b 部隊の要員の活用

査察の実施に際しては、査察業務を行う新組織の要員として、警務隊、情報保全隊などの部隊の出身者を充てる。

(図 4)

※:新組織に係る名称は全て仮称。



イ) 部隊の活用に当たっての留意事項

- a 部隊の活用に当たっては、新組織の実施する査察の業務内容を十分に踏まえることとする。
- b 警務隊の活用については、査察に直接参加させることにより、査察業務と司法警察職員としての業務の区別が不明確とならないよう、また、令状によらない違法な収集手続きによる証拠として証拠能力が争われる事のないよう十分配慮することが必要である。

ウ) その他

- a 通信に関わる部隊の活用に関し、効果的に査察業務を遂行するとの観点から、「統合された通信部隊」を検討する。
- b 査察業務を行う新組織の職員の意識、能力等を向上させるため、関係省庁との人事交流を推進する。

(6) 今後の検討

① 以上の点は新たな組織の骨格とその論点を整理したものであり、今後、平成19年度概算要求に向けてさらに具体化すべく、「防衛施設庁解体後の新たな防衛組織を検討する委員会（委員長：防衛庁長官）」において実務的な検討作業を進める。（図5参照）

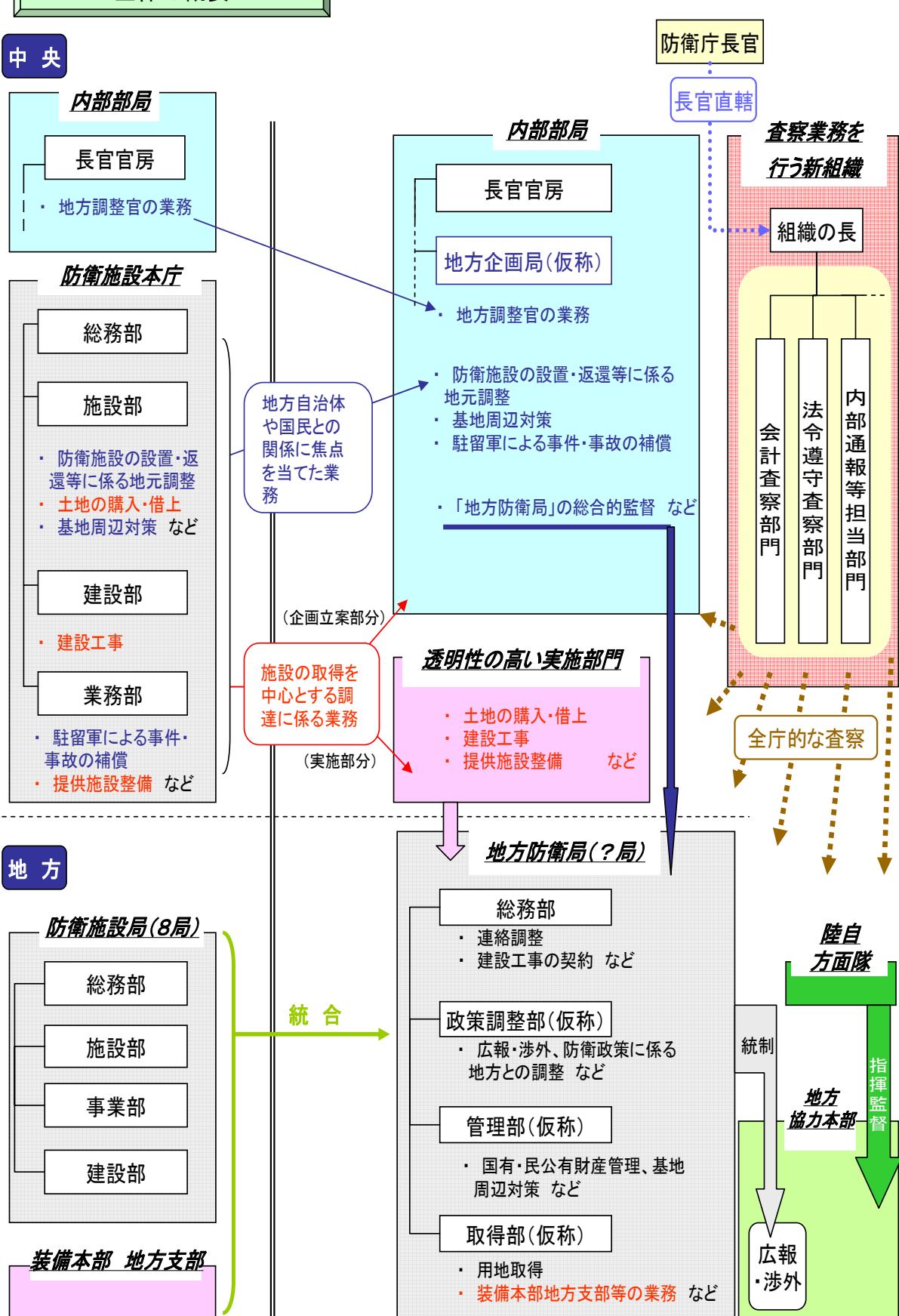
② 査察業務を行う新組織を真に実効あるものとするためには、組織のみならず、人材面や運用面についても、以下のような点をはじめとして、検討する必要がある。

- ア) 新組織に登用・配置される者として相応しいのはどのような人材か。また、新組織の長も含めてどのような人材が登用・配置されるべきか。
- イ) 新組織に登用・配置される者の意識、能力を維持向上させる上で必要な研修制度や人事管理は、どのようなものか。

全体の概要

※:新組織に係る名称は全て仮称。

(図 5)



6 公益法人

(1) (財)防衛施設技術協会の解散

1月30日、防衛施設庁幹部2名に加え、(財)防衛施設技術協会の理事長が逮捕されたことを契機に、同協会の運営の在り方について、厳しい批判を招くこととなったが、その主な指摘は、

ア) 同協会は施設庁のいわゆる建設部系幹部が建設工事受注企業に天下りをするための（再就職に係る法律上の規制を事実上回避するため）待機組織となっているのではないか、

イ) 同協会の主たる収入である防衛施設庁・防衛庁からの受託業務は随意契約で委託されており、とりわけ調査研究業務については、大半を下請けに丸投げしてきたのではないか、

との内容であった。

一方、上記指摘のあった点について、同協会の運営の実態は次のようなものであった。

i) 理事長は同協会設立以降、施設庁技術審議官で退職した者が務めており、また、3名の常勤理事も概ねいわゆる建設部系の幹部として退職した者が占めてきた。また、平成7年度以降に退職したこれら役員の平均在職期間は、約2年10ヶ月であった（平成18年2月1日現在）。

ii) 同協会は大半の収入を現場技術業務及び調査研究業務による受託業務に依存しているが、両業務はほとんどの場合において、随意契約により委託されていた。

随意契約における契約額は、平成17年度で約176百万円であり、そのうち、現場技術業務の契約額が約53百万円、調査研究業務の契約額が約122百万円である。また、平成16年度については約1,246百万円であり、そのうち、現場技術業務の契約額が約1,015百万円、調査研究業務の契約額が約227百万円である。

なお、平成16年度以前の過去5年間における両業務の防衛施設庁・防衛庁の委託費が同協会の年間収入に占める割合は約89.6%である。

iii) 現場技術業務については、ほぼ全て同協会が独自に行ったものであったが、調査研究業務については、ほぼ全件について、再委託が行われ、かつ、再委託の承認の手続きもとられていなかった。

なお、平成16年度以前の過去5年間の現場技術業務の再委託件数は146件中9件であり、調査研究業務の再委託件数は90件中89件である。

以上のとおり、今般の事案を契機として、(財)防衛施設技術協会については、防衛庁OBの再々就職、随意契約、再委託の実施等の点を中心に大きな批判を招くなど、運営の実態に問題があったことを認めざるを得ない点があった。

そのため、同協会の機能のうち民間企業等で実施することが困難な防衛施設に係る建設技術等に関する調査研究及び提言並びに普及・啓蒙などの事業について、比較的業務内容が類似していると考えられる他の公益法人に引き継がせるなどの必要な措置を講じた上で、今般の事案が与えた社会的影響の重大さ等に鑑み、平成18年度中の自主解散を要請することとする。

なお、これまで(財)防衛施設技術協会が随意契約で受託していた現場技術業務等については、平成18年度契約分から、仕様書等を工夫した上で、一般競争入札等で実施することとする。

(2) 防衛庁が所管するその他の公益法人に関する改善事項

(財)防衛施設技術協会を除く、その他の防衛庁所管(共管を含む)の21公益法人全てについても、(財)防衛施設技術協会と同様の問題点が認められれば、所要の措置を講ずることが必要となることから、その設立目的と業務実態、防衛庁退職後に再就職した役員の勤務期間、防衛庁との随意契約の状況などについての調査を行った。

その結果、21法人のうち、(財)自衛隊援護協会、(財)防衛弘済会、(財)

防衛調達基盤整備協会、（財）防衛技術協会及び（財）防衛施設周辺整備協会の5つの公益法人については、防衛庁OBの再々就職、多額の随意契約、再委託の実施のいずれかの事実が認められたため、特に精査を加え、以下のような見直しを行った。

また、その他の16公益法人については、特に問題が認められなかつたが、防衛庁としては、引き続き、政府としての公益法人についての検討を踏まえつつ、所管公益法人に対して、国民から疑惑を持たれたり、不正な行為や不適当な活動が断じて行われることがないよう、適切な監督をしてまいりたい。

① 随意契約の一般競争入札等への移行

会計法は一般競争入札を原則としており、平成17年度に防衛庁が防衛庁所管の公益法人と締結したすべての随意契約について、

- ア) 契約の目的である事務・事業について、第三者に行わせることが不可能であるか、
 - イ) 随意契約を締結した公益法人が、さらに再委託を行っている随意契約について、随意契約によることとした理由と矛盾していないか、
 - ウ) 会計法の特例である予定価格が少額であることを理由とした随意契約については、一般競争入札等から逃れるため意図的に契約を分割し、同一の公益法人と少額随意契約を複数回行っていないか、
- との観点から再点検を行い、「よほどの事情がない限り」、一般競争入札等に移行する。

前述した5つの公益法人と防衛庁との随意契約の状況と改善事項について、具体的には以下のとおりである。

i) （財）自衛隊援護協会

随意契約における契約額は、平成17年度で約129百万円であり、主な契約内容は、進路相談等部外委託、就職援護業務用データ入出力業務、退職自衛官の再就職状況等の調査研究及び通信教育役務などである。このうち、自衛隊の人事諸施策等に精通し、かつ、労働行政や雇用環境等に関する知識を有していることを必要とする進路相談等部外委託については、

今後、当該部外委託事業に参入を希望する民間企業等が当該事業を遂行するためには必要な知識を有していることが確認でき、かつ、競争性及び透明性を担保できる事業者の選定基準や契約のあり方について検討を進め、平成19年度から企画競争（注）又は競争入札に移行する。それ以外のものについては、平成18年度以降、基本的に一般競争入札に移行する。

（注）企画競争：会計法令上の定義はないが、手続きの透明性を確保するため、契約に先立ちホームページ等で公募の上、企画提案を募集し、提案があった者のうちから総合的に最適な者と随意契約するもの。

ii) (財) 防衛弘済会

随意契約における契約額は、平成17年度で約1,471百万円であり、主な契約内容は、防衛庁庁舎等の施設維持管理業務、硫黄島における自衛隊に対する調理作業等委託、硫黄島における米軍に対する給食業務及び清掃業務、情報誌セキュリタリアンの購入及び季刊誌日本の風の購入などであった。このうち、セキュリティーの関係からやむを得ない防衛庁庁舎等の施設維持管理業務については、保全を担保できることが確認でき、かつ、競争性及び透明性を担保できる事業者の選定基準や契約のあり方について検討を進め、平成19年度から企画競争又は競争入札に移行する。それ以外のものについては、平成18年度以降、基本的に一般競争入札に移行する。

iii) (財) 防衛調達基盤整備協会

随意契約における契約額は、平成17年度で約32百万円であり、主な契約内容は、調査研究事業の委託及び同協会発行の刊行物購入などであった。このうち、同協会発行の刊行物購入を除いては、平成18年度以降については、基本的に一般競争入札に移行する。

iv) (財) 防衛技術協会

随意契約における契約額は、平成17年度で約530百万円であり、主な契約内容は、技術動向の調査資料の作成、技術研究本部が行う技術試験等の支援及び同協会発行の刊行物の購入などであった。このうち、同協会

発行の刊行物購入を除いては、平成18年度以降については、基本的に一般競争入札に移行する。

なお、労務借上契約については、後述するように大幅な見直しを行う。

v) (財) 防衛施設周辺整備協会

随意契約における契約額は、平成17年度で約250百万円であり、主要な契約内容は、飛行場周辺等における航空機騒音度調査業務、演習場における赤土流出防止対策等に係る保全対策業務及び合衆国軍隊の構成員等の公務外の不法行為による被害者に対する無利子での融資事業の実施に係る事務などであった。平成18年度以降については、基本的に一般競争入札に移行する。

なお、これらの措置については、平成18年6月13日、政府全体として随意契約の見直しに取り組んでいる「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」に報告を行った。

② 再委託の禁止

平成17年度の随意契約において、(財)防衛調達基盤整備協会については、約32百万円のうち約21百万円、(財)防衛施設周辺整備協会については、約250百万円のうち約101百万円の再委託の実績が確認された。今後、こうした再委託については、いわゆる「丸投げ」との批判を受けることがないよう、防衛庁が所管公益法人と随意契約を締結する場合には、再委託を認めない。

また、以上のような措置を実施した結果、防衛庁との随意契約の比率の大きい防衛庁所管の公益法人の一部については、既に、役員報酬の大幅カット、職員の大幅なリストラ等の合理化努力や新規事業の開拓等の経営努力を実施していると承知しており、当面、このような公益法人の運営を注視してまい

りたいと考えているが、仮に、運営が困難になった公益法人が生じた場合については、民間企業等で実施することが困難な機能について、必要に応じて措置を講ずることとする。

③ 公益法人における勤務期間等

防衛庁から再就職し、2年間程度勤務した後、当該法人から営利企業（退職後2年以内に再就職する場合には長官承認が必要な営利企業）に再々就職した役員について、近年の状況を調査したところ、（財）防衛調達基盤整備協会については3名、（財）防衛技術協会については2名、及び（財）防衛施設周辺整備協会については1名が確認された。

この結果を受けて、6月15日、再就職規制を逃れるため公益法人を利用しているとの批判を受けるような状態を是正するため、防衛庁から常勤・有給で再就職した防衛庁所管の公益法人の役員については、5年以内に防衛庁と密接な関係にある営利企業に就職することを前提として当該公益法人を退職しないよう、所管公益法人（（財）防衛施設技術協会を除く。）に対し要請するとともに防衛庁各機関等の長等に対し周知徹底を図るため文書を発出するなど、所要の措置を講じた。

具体的には、防衛庁長官から所管公益法人の代表者に対し、上記に掲げる自粛要請について役員に周知徹底させ、また、協力を要請する旨の公文書を発出した。

また、上記に掲げる自粛措置について、今後離職する職員に対して周知徹底を図るため、その趣旨を十分に説明する等所要の措置を講ずる旨、事務次官から各機関等の長等に通達を発出した。

（3）労務借上契約

技術研究本部が実施する研究開発の中で、不定期に行われる試作品等の試験において、技術者が不足する場合等に、それを補うため民間企業や公益法人の技術者の労務を借上げているが、この「労務借上契約」については、以下のよ

うな見直しを行うこととする。

- ① 一般的な工学等の知識があれば可能な作業、試験実施に影響を及ぼす判断を伴わない汎用計測器材を操作する計測作業等で、不足する技術として労務の借上げを行っていた案件については、試作品に関する細部知識がなくても実施可能であり、特定の1法人のみが実施可能とは言えないことから、一般競争入札等へ移行する。

技術研究本部の技術者と遜色のない程度の知識、経験を有する人材を提供できるとのことで（財）防衛技術協会と契約していた労務借上については、業務の効率性に支障が生じる可能性はあるものの、仕様書等を工夫することにより、一般競争入札等に移行する。また、企業との契約のうちこれに該当するものについても同様の措置をとる。

技術研究本部においては、検討会での議論を踏まえ、このような労務借上契約については、本年4月から一般競争入札を実施している。

- ② 試作品等の供試体の技術的細部を熟知している必要のある作業、試験実施に影響を及ぼす判断が必要な計測作業等の案件については、政府全体で行われている随意契約見直しの検討結果を踏まえ、所要の措置をとる。具体的には、「労務借上」ではなく、試作契約の一部として位置づけること又は総合評価落札方式や企画競争を導入すること等について、技術研究本部内に「技術試験等における労務借上契約等のあり方検討委員会」を設置し、現在検討を行っているところである。

また、労務借上の契約金額（一人一日当たりの売り上げ平均10万円以上）が高いとの批判を踏まえ、労務借上の予定価格の算定方法について見直しを行う。すなわち、当庁が予定価格算定のために行っている原価計算は、各企業が実施している原価計算の方法を基礎としているが、今後、当庁との多様な契約形態に対応したより客観的かつ合理的な原価計算が実施できる態勢を整備する方向で、現在検討を行っているところである。

(注) 労務借上契約とは、場所、期限、作業内容を指定して、契約相手方の技術者を作業に従事させ、その役務に対して代金を支払う契約。

労務借上の実施状況（平成17年度）

総件数	:	881件
① 企業との契約件数	:	716件
企業との総契約額	:	約39億7千万円
② (財) 防衛技術協会との契約件数	:	165件
(財) 防衛技術協会との総契約額	:	約2億3千万円

現在、技術研究本部における研究開発事業に係る契約は、試作品の製造等の金額が大きい契約（17年度全契約総額の約83%）については、契約本部が実施（中央調達）するほか、技術試験等のための機材等の購入等比較的金額の小さな契約（17年度全契約総額の約17%）については、技術研究本部（地方調達）が実施しているところである。

技術研究本部においては、この地方調達を行うに際し、上記労務借上を始め、全ての契約について一般競争（総合評価方式を含む。）、企画競争の導入等、契約の公正性の確保に努めていくこととする。

また、現在、一般競争入札等が困難な場合には、技術研究本部内に設置された契約調整会議において、仕様書の妥当性、契約の公正性等の審議を行い、適正な契約の実施に努めているが、より一層の公正性、透明性の確保の観点から、契約調整会議に部外の有識者の参加を求め、チェックを受ける体制を整備する方向で検討しているところである。

その他、研究開発事業の採択の段階における企業への調査等についても、同様に、企画競争の導入や部外有識者からのチェックを受ける体制を整備する方向で検討しているところである。

7 今般の事案への対応

今般の事案に対し厳正な対応を行うことがかかる事案の再発防止につながるとの認識に立ち、今般の事案で逮捕・起訴された現職幹部2名については、4月26日、懲戒免職とした。

「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」では、逮捕・起訴の対象となった10件の事案を中心に、入札談合への防衛施設庁職員の関与実態などの事実関係の究明に努めたものであり、調査の過程で新たに判明した、工事件名毎に受注予定業者の割り振りを行ったいわゆる「割振表」の対象となった可能性のある工事やその背景と考えられるOBの再就職状況も対象とし、調査を実施した。

その結果、今般の入札談合等関与行為の構造は、技術審議官、建設部長、建設企画課長という建設系技官のトップ3名が主導的役割を果たし、その指示の下で、本庁建設企画課企画官等、各局建設企画課長等、さらには業界との連絡役等を担う建設系技官OBらが関与し、組織的に行われてきたことが判明した。

そして、当該調査により明らかになった長期にわたる談合関与行為の組織的な構造を踏まえ、処分のための事実関係をさらに確認した上で、過去まで遡り、談合に係る行為に関与した関係者及び指揮監督責任を有した職員、合計82名について、6月15日、調査結果の公表と同時に厳正な処分を行った。

今般の事案における処分者は、全部で84名（懲戒処分52名、内規に基づく訓戒・注意処分32名）であり、その内訳は次のとおり。

① 入札談合等への関与行為に係るもの 53名

免職 2名

降任 1名 (降任2級)

停職 9名 (5日：2名、3日：7名)

減給 6名 (1月1/5：2名、1月1/10：3名、1月1/15：1名)

戒告 30名

訓戒 5名

② 談合関係資料の廃棄に係るもの 11名

降任 1名 (降任2級) [上記①と重複]

停職 2名 (5日) [〃]

戒告 8名 [〃]

③ 予定価格情報教示等に係るもの 2名

停職 1名 (5日)

注意 1名

④ 指揮監督義務違反等に係るもの 30名

戒告 3名

訓戒 14名 [うち1名は上記①と重複]

注意 13名

この他、(財)防衛施設技術協会等の再委託に係る職務上の注意義務違反に係るもので、20名を注意処分とした(うち19名は談合関係の処分者と重複)。

歴代の防衛施設庁技術審議官及び本庁建設部長の幹部職員に対するしかるべき措置としては、逮捕・起訴されたOBについては、禁錮以上の刑が確定した場合は、国家公務員退職手当法に基づき退職金の返納を求めることとしている。また、「割振表」の対象となった可能性のある工事等については、既に公正取引委員会に通報しており、現在、同委員会により関係企業に対する立入検査が実施されているところである。当該調査などにより、関与した当時の職員及び国の損害額が特定された場合、当時の職員に対する損害賠償請求を含め、国の損害額の回復に向けた法的手続をとることとしている。

さらに、今回のような違法行為は、かなり以前から、技術審議官を頂点とする建設部の最高幹部を中心とする一部職員により代々申し継ぎのようにして行われてきた悪質かつ組織的な行為と判断せざるを得ないことから、防衛施設庁技術審議官及び本庁建設部長であった者で、現在、既に防衛施設庁を退職している者全員に対して、退職金相当額の全部又は一部の自主返納又は寄附について検討する

よう、調査結果の公表時に、防衛施設庁長官から呼び掛けを行ったところである。

また、防衛施設庁が発注した建設工事の請負者に対し、平成18年2月20日及び同年3月14日に、請負者である建設共同企業体（JV）の構成会社（11社）の営業担当者が、刑法第96条の3第2項（競売入札妨害（談合）罪）の規定に違反する行為があったとして起訴され、その刑が確定した。

これらの会社に対しては、既に指名停止措置を講じ、一定期間、防衛庁はこれらの会社と契約をしないこととしているが、これに加え、当該11件の工事については請負契約締結時に付していた違約金に関する特約条項に基づき、工事が既に完了している7件の工事の請負者である7JVに対して、請負代金額（約174億円）の10分の1に相当する額（約17億円）の請求を行い、7JVから、4月28日までに全額納付を受けたところである。なお、現時点において工事が完了しておらず、平成18年度完成となっている残る4件の契約については、工事が完成し、請負代金額が確定した後に請求する予定である。

なお、このような指名停止措置を講じた会社や違約金を請求した会社に対しては、1（3）で述べたように、今後導入する総合評価方式において、マイナス評価を行う方向で措置してまいりたい。

おわりに

今般の防衛施設庁談合事案については、国民の負託に応え我が国の平和と安全を確保するという崇高な使命・任務を担う防衛庁として、断じてあってはならない事案である。

防衛庁としては、速やかに、今般の事案の事実関係の徹底的な究明と抜本的な再発防止策をとりまとめ、再発防止策については早期かつ確実に実現していくことにより、この事案によって失われた国民の信頼を一日も早く取り戻し、現在直面する数々の課題に積極果敢に取り組み、防衛庁の使命・任務を全うしていくことが何よりも求められる。

こうした観点から、「検討会」におけるこれまでの議論を十分に踏まえ、再発防

止策に関する報告書をとりまとめ、国民の皆様に明らかにすることとした。

引き続き、防衛庁としては、抜本的な再発防止策を的確に実現していくことについて、全序をあげて取り組むこととするが、その際、自民党国防部会による御提言「今般の防衛庁の組織再編に合わせた防衛施設庁再編について」及び公明党安全保障部会による「防衛施設庁入札談合等再発防止対策に関する申し入れ」や国会でのご議論なども十分に踏まえることは言うまでもない。(組織に関する平成19年度概算要求に向けての実務的作業については、「防衛施設庁解体後の新たな防衛組織を検討する委員会(委員長：防衛庁長官)」において行われることは前述のとおり。)